

豫防時報

1

1950

豫防時報 創刊號 目次

發刊の辭……………日本損害保險協會會長 田中德次郎…一

祝辭……………國家消防廳長官 新井茂司…二

祝辭……………東京消防廳總監 鹽谷陸雄…三

保險會社の防火運動方針に就いて……………日本損害保險協會
災害豫防委員長 手嶋恒二郎…四

各國火災保險業者の防火運動……………日本損害保險協會
前災害豫防委員長 玉木一介…五

危險改善の利益は市民の爲めに……………日本損害保險協會
災害豫防部長 眞縣宇作…八

豫防部の沿革……………日本損害保險協會
災害豫防部豫防課長 成川茂…一〇

防火と云いて夜も寝られず……………日本損害保險協會
災害豫防部調査課長 宍戸修…一六

紺屋の白袴……………日本損害保險協會顧問
東京工業大學教授工学博士 田邊平學…一七

火災の延焼と空地に就いて……………損害保險料率算定會火災科學
委員、東京大學教授工学博士 濱田稔…二三

防火運動の躍進……………東京消防廳豫防部指導課長 木下冠吾…三〇

昭和二十四年に於ける大火に就いて……………損害保險料率算定會 火災損害調査部…三二

災害豫防部事業報告……………日本損害保險協會 災害豫防部…三三

古い消防……………東京消防廳豫防部指導課 小鯖英一…三六

火災原因寫眞……………三〇三
昭和二十四年主要火災一覽表……………九

街頭放送防火宣傳文……………八・九・五
防火ポスター展示會寫眞……………二・三

上の寫眞は昭和二十四年四月二十九日 東京驛八重洲口火災(サン寫眞新聞社提供)

辭の刊發

日本損害保險協會
會長

田中徳次郎

古來夏季には颱風、水害を、冬季には火災を天災と稱して苦難を甘受する傾向のあつた日本の市民も、戦後經濟再建の爲めには、米國の例にならぬ科學的な火災損害豫防の不可缺を痛感するに至つた。

事實火災の發生度數に於いては強ち日本は米國と比べて多いとは云えないけれども、損害額に於いて比較にならないのは何を物語るか。結局建物の構造や氣象關係によることもあるが、消火と防火の施設と心構えの不備を表わすものではないでせうか。此點に日本の市民の大きな關心を起させて、貴重なる財貨の無駄なる消耗を生産の擴充にも先んじて減らさしめねば眞の日本再建は達成されぬと思ふ。

科學的火災豫防對策の三目標は應急對策として「火の用心」第二の對策として「消防強化」長期對策として「都市不燃化」であると云われるが、戦後關係當局の努力に呼應して我々損保業者としても協會に災害豫防部、各社に技術課を新設して、其活動により或は都市の科學的診斷、或は各建物施設の危險調査より對策考究に進み、更には學童の教科目を通して國民思潮としての火災豫防運動に發展しつつあるのは喜ばしき傾向と思ふ。

今後火災保險の料率引下に伴い更に火災保險の普及強化を圖るにしても、損害の低下こそは我々損保業界の健全經營とその發展の鍵と云い得べく、又市民經濟の負擔輕減をもたらしめべき第一の近道ともなるであらう。此意味に於いて火災豫防の強化とその運動は如何にその力を加えても強過ぎることはないと思ふのである。

祝辭

國家消防廳長官

新井茂司

本田作左の手紙に、「火の用心、おせん泣かすな、馬肥せ」という語がある。火を失すれば必らず燃えてしまう文化の發達していなかつた當時としては、簡にして明、これ以上という言葉はない。が、文化の發達した今日では、少なくとも火の用心の上に、火を失しても大きくせず消す、又大きくならないように、建物それ自體を工夫する、いにかえるならば、消防力を強化するとともに、不燃都市を建設するでなければ、文化國家が泣くだろう。しかし、それは事實なのだから仕方がない。といつて諦めていてよいだろうか、否。

建設という三つの大きな運動目標をかかげて、活躍していることは、誠に時宜に適したものである。同部が設置されてから未だなお日も浅いのに、曰く、都市巡回防火講演會、曰く各種展示會等々、その足跡は、驚くべきほど大きい。勿論一般的には、わずかな保険加入者（平均加入率二〇%ときく）の貴重な保険料を、未加入者のために流用することは、理論上不可（生ずるであろう火災が、保険業上對象とならないという意味において）といわれるが、それが、火災を未然に防止し及び火災の損害を局限しようとする方策を實施するために使用されるならば、かえつて、それこそ、保険加入者へのサービスとなり、又公益性を持つ

保険の本質上そうあらねばならぬものと思う。このことは、賢明なる協會においては、夙に實行され、あるいは自主的に、あるいは協力的に着々とその効果を擧げつあつて、今更いふところのないほどである。

然し、ここで一言しておきたいのは、日本人は、幸か不幸か、昔から多くの大火に逢つてゐる關係上、習性として諸外國人に較べると、火に對する注意力は大きい。いにかえるならば、日本の出火率は、歐米各國のそれに比して甚だ低い。即ち歐洲諸國のその五分の一、あるいは米國のその二十分の一位にしか達していない。このように日本の出火率の低いということは喜ぶべきことではあるが、反面一度出火すると、その損害は甚しく大きくなるという悲しむべき傾向にある。この非文明的な傾向は、市町村における消防力の弱少、可燃性の建築物に原因がある。ことわざに「臭いものにふた」といふことがある。臭いものの根

元を除去せず、それにふたをして事足りりとしてゐる。日本人はこうした癖がある。このような觀念が、日本を大火災國にしてゐるのである。焼けるそばから、亦木と紙の家を建てて、決して根本的に燃えないものにしよとはしないし、又消防力を強化しようともしない。

この觀念が日本人にある限り、この現實が日本に存する限りにおいては、大火災國日本の汚名は、永久に雪がれはしないだろう。従つて、私達は、この汚名を雪ぐことを目標に、精神的にも、亦技術的にも、強力に啓蒙運動をなさねばならない。そして日本から大火災を驅逐して、名實ともに、文化國家の名を享受したいものである。

この度、災害豫防部から「豫防時報」を發刊されることになつたについては、それに對する望みとして、前記の三大項目を目標に、この「豫防時報」が、力強く、發展することを願つて祝辭とする。

祝 辭

東京消防廳總監 鹽 谷 隆 雄

最近損保業界の各位特に日本損害保險協會に於かれては、消防の行方火災豫防業務に即應或は獨自の立場から火災豫防の面を大きく取上げられ、活躍せられて居りますことは感激の他はありません。今回協會機關誌として豫防時報が刊行され、全國保險消防界に頒布せられるとのよし、時宜を得た企であり共に火災其の他の災害による生命財産の損害を軽減する使命を荷うものにとりまして御同慶に堪えません。御承知の通り日本は有名な火災國でありまして國民生活の上に又國家再建の上にも大きな障害となつて居ることは申す迄もございせん。今ここで、火災國なるが故にと云う特別な理由から消防や災害保險が重要であると云うようなことを申上げて手前

味噌になりますので、只どうしても消防や災害保險が國家社會になくはならないと云う確信を申上げたのであります。

從來日本人はややもすると、事に會つて大騒ぎをする、例へて申上げますならば、昨年のように中小都市に多數の大火災が起り次々に國寶を燒失すると云うやうな事態に直面して初めて消防強化の緊要なことに氣がついて居るような所謂後の祭りの傾向があるのではないでしようか。

結局火災が起つて始めて消防防と騒ぎ出す、そして又暫くするといつの間にか消防の必要性に對する認識が薄らいでしまふとゆう有様です。

災害保險についても消防の立場と同じようなことが云い得ると思

います。

火災保險に入つても火事がなければかけ損だという考え方のようでもあり文化國家建設をお題目とする國民にふさはしくない現象のようです。勿論保險料率の高低が保險契約のパーセンテージを左右することも多少考えられますけれども、歐米各國の建物が殆ど不燃性であり、各個各人の防火思想が社會性を持ち、各個の建物が自衛消防的であり、加うるに公共消防施設の保守には惜し氣もなく豫算を計上して居り而も文化の程度の高いと云うこと、つまり、火を餘計使用いたしません結果火災の度数は比較的多い割合にその損害が極めて輕微であるにもかかわらず保險の契約数は遙に日本より上廻つて居ります。特にアメリカの如きは全國戶數の八割を越えて居ると云うことは、寔に國民相互が如何に社會的に訓練されて居るかを物語つて居るかと云うより他はありません。

ここで消防でも保險でも火事が

ないから必要がないという考え方は明らかに誤であり逆に火事がなければ何處迄も火事のない状態を保持して、又かりに火事があつても損害を最小限度に喰止め得るためにも消防は益々その重要性が認められなければならないのと同様保險につきましても保險金を受取るようなことがなければそれ程結構なことはない譯です。それ文で、充分保險の恩恵を受けたことになる筈です。

以上まことに幼稚な云い表し方でありましたが消防と災害保險の持つて居る使命が何れも火災や他の災害から蒙る人的、物的損害の軽減のためのものであります以上消防と保險とが常に兄弟となつて相扶け合ひ目的のために邁進しなければならぬと思つてあります。斯様な意味で本誌の持つ役割の極めて重いことを思ひ、本誌に期待する所頗る大きいものがあることを申上げて御祝詞と致します。終りにのぞみ本邦損害保險の發展を祈つてやみません。

保 險 會 社 の

防火運動方針に就いて



日本損害保険協會災害豫防委員長

手嶋恒二郎

民主化の一面を目指したものであつたと
言つてはばからな
い。だから此の運動
の持つ意義に就いて
は我々は改めて深く
認めなければならな
い。

倍て我が豫防運動
も既に二年の経験を
持つが、その事業の
方式は「アメリカの
例を参考として着手
したのである」から
當初の程はなんと
いうても猿真似的な
一面は免がれなかつた
ろう。しかし協會幹
部をはじめ關係者の
たゆまざる努力によ

我が損保業者の豫防運動は戦後の
業界混乱時の只中に産聲をあげたも
のである。そしてそれは、斯の運動
創始に際しての最大の盡力者の一人
であつた故森田誠一氏が遺した言葉
の中にもある通り「保険の社會公共
性を考へて國家の再建の一條をも果
そうとして着手したものであるの
だから、正に戦後の我が損保事業の

つて今日では最早アメリカ方式も之
を大きく消化して段々確實な足取り
を示していることは事實の證明して
いる通りである。その運動の方向は
之を大別すると、一に火の用心の宣
傳運動、二に消防力の強化運動、三
に不燃都市の建設運動、大體この三
種に分けることが出来るようである
が、何れの方角も段々板について來

た感じである。何事も年數をかけね
ば良い姿には生長し難いのは當然で
あるが、それにしても業界の豫防運
動はそれが割合に早い進歩を示して
いる點大いに認められていいと思
う。けれ共、業界の一般情勢は、周
知の通り今や各種の社會的批判の中
にあつて、その再建整備は正に今後
にありと言ふ事情にあるのであるか
ら、我が豫防運動の方向も亦幾多の
點で深い再検討を加える時に在ると
いうことも無論見逃せまい。その點
先ず以つて一言に申せば、これから
はもつと運動そのものに保險會社と
しての自主性を持たせることが大事
ではなからうか。卑近に言へばもつ
と自ら保險會社の事業である點を正
面に出した形で行事を展開すべきで
はなからうか。と言へばこれに對し
ては色々と反對もあるであろう。併
し民營保險事業というものを深く廣
く大衆の中になじませるというため
にも、又觀點をかえて保險會社の豫
防運動の經費は何處から出るかとい
う點に思いを及ぼしてみても、矢張
り我々の豫防運動は意識的にもつと
保險會社の名を正面に出したものと
して努力して決して間違ひでも行過
ぎでもないと思へるものである。

然るに從來の行事の持ち方は兎角
官廳の名の下にかくれて、いふ表
現は少し強過ぎるかも知れないけれ
ど、進めるという行き方が主であつ
た。これは其の行事の効果を狙つて
のことであつて無論そのこと自體に
は反對はない。然し乍ら之もこの運
動に経験の浅い間は兎も角として、
そろそろその様な進み方は清算され
て然るべき段階にあるのではなから
うか。そして官廳自身でやるのが妥
當でもあり又効果的でもあるという
ものならばそうしたものからはどし
どし手を引き去るの面は或る程度
の寄附行爲を以て協力の形を出し、そ
うしておいて反面我が業者として
運動はあくまで保險會社の名におい
て保險會社としての特色を繰込んだ
ものに専念することこそ正しい行方
であり、今後の業者の豫防運動はそ
の様な所を基幹として立案すべきも
のではないだらうか。

今さういう風に考へて來ると、我
々は自ら我が豫防部が今現實に展開
している數ある運動種目の中から、
特に二、三のものが胸に浮んで來る
のであるが、各種の展示會とか、一
般防火座談會とか、巡回講演會と

【次頁下段へつづく】

各國火災保險業者の

防火運動

日本損害保險協會前災害豫防委員長

玉木 一介

一口に火災保險業者の防火運動と云つても其の考えや狙い方の如何に依つては種々な形が生れて來るよう
に思う。先ず被保險者本位の奉仕と云う考えと保險事業の公共的性質に鑑みて社會的奉仕をと云う考え方。次には主として火災損害の軽減を狙うものと火災の發生そのものの豫防を第一の狙いとするもの等、その場合に從つて在り方は區々である。勿論是等は何れも究極に於ては皆一つに相通じて終うであらうし、被保險者の爲めに考え公衆の利益を圖ることが同時に保險業者自身の利益の爲めであることも言ふ迄も無いが、保險業者の防火運動の在り方に付ては斯うした考えや狙い方の相違から自然と若干の相異つた型の出て來るとは否めまい。

◇ 試みに先進諸國の例に徴しても、先ず英國に於ける保險業者の防火運動はサン火災社の私設消防隊から始まつた。同社

動して先ず交通整理や貴重品の搬出に協力し、次には消防注水の掛け口を作つて水濡損を防いだり、また燒殘物件に防水布を覆ひ錆止め油を塗るなど諸々の應急手當をすることを任務とするものである。リパブル市の財産救援隊の如きは立派な工場まで所有して居て同地方に多い棉花火災の場合迅速にその燒殘水濡品の手當をやつて損害の軽減に貢献して居る。

また英國ではこの他に各保險會社の契約調査係も防火上重要な役割を果しつゝある。英國の協定保險會社では契約を引受ける前に必ず附保金額の査定や適用料率算定の爲めに被保險物件の實査を行うのが慣しであるが、この際に契約調査係は奉仕的に當該物件の火災危険を診斷して火災の豫防上に有効適切な注意と指導を與える。之も被保險者から不尠喜ばれて居ることである。

更に最近では「英國火災保險協會」(F.O.C.)でもその事業の一として豫防部を設け、火災豫防相談に應じたり、また大火或は特殊火災に付てその原因及び罹災状況の精査を遂げて貴重な報告を公にして居る。斯うに英國では保險業者の防

か、これ等のものも共にそれぞれの意義と重要性を持つにしても、殊更に注意をひく種目としては、なんというても例の業態別のインスペクションを基礎として備すところの防火宣傳とか或は女子高等學校の巡回防火映畫講演會とか或は又各社巡回街頭防火宣傳等々がある。何故ならば之等のものこそは、保險會社の名のもとに行う防火運動としては色々な點からみて如何にもピッタリとしており、まことに地味な行方ではあるが、それだけに保險會社というものを一般大衆に身近に感じさせる大きな働きをも併せて果すものではないかと考えるからである。

x x x x

x x x

火運動は専ら被保険者への奉仕本位であつて、且つ損害の軽減をその主たる狙いとして居ることが判るであらう。

◇ ◇ ◇

ところが米國へ行くこととは一寸趣が違ふ。米國では保険業者は可成り大規模に全国的な防火運動に参劃し寧ろその中心勢力になつて運動そのものを推進し、その狙いも單なる損害の防止軽減から更に一步を進めて火災豫防の科學的研究の域にまで進入つて來て居る。「全米火災保險協會」(NBFU)は一八六六年に生れ、始めは保険料率の協定や代理店紹介人手數料の規正などと共に防火運動はその事業の一に加えたに過ぎなかつたが、本筋であるべき料率の協定や手數料の規正の方は餘り効果を擧げ得なかつたやうで、其後間もなく一八七一年の市俄古大火、翌七年ボストン大火で多くの保險會社は倒産の憂き目を見るやうなことにたり、火災保險料率の研究は料率統計研究所その他別の機關で眞剣に採り上げられ、自然協會では専ら防火運動に没頭するやうになつて今日に及んで居る。この協會が中心になつ

て毎年春秋に全国的に展り開ける清掃週間や防火週間などは、今日では米國の有名な年中行事の一に算えられるばかりか世界中にその範を垂れている程である。

尙ほ、今日この「全米火災保險協會」が關係しているものに二つの大きな組織がある。一は全米防火協會であり、一は火災保險實驗所である。「全米防火協會」(NFPA)は一八九六年に設立され一九三〇年に法人となつた。この協會では火災豫防の科學的研究と技術的立案をやり、他面會員相互間の知識交換と提携協力とを目的として居るが、ここには單に火災保險會社のみならず凡そ火災に生命財産の危険を曝らす總べての職能の學會、協會、商社、工場及び個人が會員として網羅されて居て、建築、電気、化學其他幾つかの部門に分れた分科委員會をもち、毎年一回開催される大會では各分科委員會毎に研究題目に付き貴重な發表や報告が行われ、眞剣な討議が重ねられ、ここで採擇された規格や立案はそのまま且く各種の條令に採り入れられたり、また火災保險料率適用の條件としても援用されて居る。是等は米國に於ける火災の危険豫防と改善と

にどれだけ大きな貢献をしているか測り知れぬものがある。

次の「火災保險實驗所」は右の防火協會とも緊密な關係があり、この協會で採用されるところの規格や立案による實際問題の實驗所とも謂うべき存在で、各種の消防火設備や資材若しくは機械器具等の試験や檢定に當り、優秀な合格品に對しては之を公認し推獎を與えて居る。最近には更に特殊工場の火災危険や電気設備、熱機關などの検査も擔當して夫々認許を與えて居る。この實驗所の推獎や認許のある向に對しては火災保險料率適用の上で何かと便宜な取扱いが行われるので各種の製作者を刺戟することは勿論、またこの實驗所の報告書は夫等建築業者、電氣業者等に對すると同じく火災保險業者にも好參考資料として幾多の寄與をして居る。この實驗所の仕事は全く公共的、奉仕的なもので利益を目的として居ない。そしてその經費は大半が火災保險協會の援助に仰がれて居るのである。

米國では消防組織は地方自治體本位であつて我國に於ける國家消防團のような國家的機關が存在しない爲めでもあらうが、一般民間團體が極めて活潑な動きを示し、就中保險業者はその防火運動の中心となつて會員相互間及び一般大衆との連絡に當り全國的な運動に付き主要な主人公役を演じて居る。そして單なる被保險者への奉仕から保險事業の公共的使命の達成に進み、また損害の防止軽減から火災の豫防そのものにもまで手を擴げて眞に華々しい活動をして居る。その裏付けとして火災危険の改善と保險料率制度を結び合せやうとして居ることも大きな特色と謂えよう。

◇ ◇ ◇

我國でも保險業者の防火運動は必ずしも今日に始まつたものではない。火災保險の開祖と稱した「東京火災」では明治二十七年に當時社長であつた安藤聰明氏が前に警視總監の經歷を持たれた關係から保險會社が消防組を設けて消防に従事し保險契

約を付けた人々の財産を保護するのは社會公共の爲めでもあり、また同時に保險會社の爲めでもあるとの考えの下に熱心に盡力して私設消防組を作り、組頭以下約三十名を常駐させて東京市内に火事があると同社の社章である鳶口の「纏い」を先頭に、手押ポンプを曳つ張つて現場に駆付け、被保險物件の爲め火掛りをしたと記録に残されて居る。この制度は英國のサン火災社の先例に倣つたもので明治四十二年に廢止されたが、其頃は毎年正月の出初式の如きは東京名物の一に謳われたものであつたと謂われる。併し其後は段々と保險業者と消防との關係は薄れ勝ちになつて終つた。尤も其間にも斯界の權威松井、緒方兩氏を中心とする「消防茶話會」と云う官民の團體があり、之は後に「東京消防研究會」と改稱されたが、大體米國の全米防火協會の眞似事のような會合を催し、保險界からも長松男、吉井氏等の諸先輩が常に出席されて、各界の代表と懇談を交え、熱心に保險業者の防火運動の要を唱えて之に協力して居られた。併しこの消防研究會も開戦前後には主として消防職員の爲めの講演と映畫の會のようなものに變つて

終い、保險業者からも二三出席を續けたものはあるが、遺憾乍ら防火運動は段々と保險會社の仕事からは縁遠いものになつて終つた。

◆ ◆

終戦後總司令部最高消防行政官エンゼル氏初め關係當局の熱心な慫慂と指導が行われ、他面戰災各都市の消防力低下、粗悪建物の激増、民心の弛緩など著しく火災危険が悪化したのに驚き、且つ打續く大火の損害に脅かされた保險會社は今更らのように防火運動の重要性に氣付き、また永らく忘れていた保險業者の公的使命に目覺めて再び積極的に新しい防火運動に乗り出すことになつた。

先ず東京海上社に技術課が設けられ次いで安田火災社の防災課が名乗りを擧げたのを初めとして各社は技術課、防災課、豫防課等の名の下に被保險者への奉仕として契約物件の火災危険の調査と豫防対策の進言に努めるようになった。日本損害保險協會でも災害豫防部を設けて國家消防廳其他の指導下に全國的な防火運動に協力すると共に、自からの事業として、街頭防火宣傳、防火火展示

會、地方都市巡回防火講演會並にその際に於ける地方防火委員會結成の提唱、或は業態別工場防火座談會、更に文部省東京消防廳協賛の都下高等女學校に於ける防火映畫講演會の試みなど防火思想の啓蒙開發に努め、同じく損害査定部に於ては各地

大火の原因及び狀況の調査を行つて貴重な現地報告を蒐集し、また損害保險料率算定會の技術部では輕便消火器の檢定推奨や、自動消火裝置の保全檢査や、或は都市火災危険度の測定其他火災危険改善の爲めの凡ゆる科學的研究に専念して、之と火災保險料率との結び付けをも考究し世間一般からも種々と期待がかけられて居る。

勿論我國の保險業者の防火運動は米英の先進諸國に較ぶれば、今日は未だその搖籃時代であつて初歩且つ幼稚の域を脱せず、また多くの試験的な試みの含まれている一面大切な仕事が未着手のままに残されて居るなど、卒直に云つて聊か總花的であり、然かも脱骨の憾みがないとも云い切れぬ。之は我國には我國のみの特異な事情もあるが爲めで、保險業者殊に損害保險協會若しくは料率算定會の防火運動の在り方に就ては尙

は幾多の宿題が與えられて居る譯でもあるが、兎に角も今日までに三ヶ年有餘、眞摯に防火運動に挺身されて來ていることは高く評價されてよいと思う。

◆ ◆

今後の我國の保險業者の防火運動の在り方に付ては尙ほ考う可き點が尠くない。是等に付ては何れ稿を改め私見を申述べて見たいと思ふが、唯一言したいのは保險業者殊に損害保險協會の防火運動は、その考えや狙い方を何れにとるにしても、之が單なる保險契約普及の爲めの廣告宣傳と混同されてはならないと云うことである。否、この防火運動は飽くまでも保險業者の奉仕の赤誠から迸り出るものであり、然かも何等か現實に火災危険の防止輕減に寄與するものであつて欲しい。米國保險界の權威であるハーデイ翁の云われるように火災保險料率は恒に火災危険の改善性を持つべきものである。この特質を十二分に具現して直接間接に火災保險料率の公正妥當性を増すものであり度いものと希う。斯くてこそ始めて世人の保險事業に對する【次頁下段へつづく】

危険改善の

利益は市民の爲めに



日本損害保険協會災害豫防部長

眞 縣 宇 作

戦争を放棄して平和國家になつた今日に於ても、日本人の日常生活は火災危険に脅かされつつ明け暮れている。そして大火のニュースは依然として跡をたたない。この状態で文化國家日本の建設が出来るであろうか！

凡そ人間が火を用いて生活している以上は如何に火の用心をしても人間の注意力には自から限度がある。或る程度の不注意は免かれないので火災の發生も亦已むを得ない。然し火災が發生しても科學の力によつてこれを最少限度に喰ひ止める方法は必ずある。火災の鎮壓に對する科學的對策を講じ、これを實施することは文化國人の義務であり、火災があつても大火がないという状態になつてはじめて文化國家の仲間入りが出るのである。大火の歴史は歐米に

於ては大體十九世紀に終止符を打っているが、我國では二十世紀の現在に於てもまだ進行している。大火危険に終止符を打つ根本的な理想的方法は耐火建築による「不燃都市の建設」以外にはない。歐米に於てはこの方法によつて大火の終熄に成功したのである。然し我國の現状はどうであらうか！

敗戦という未曾有の出來事の爲め三五〇萬戸前後の住宅不足を來し、これを急速に何とかして復興しなければならぬが經濟的に餘裕がないということと、大火をなくする爲めには耐火建築以外には根本的な方法がないという事實を眞に理解しないことの爲めに耐火建築への踏切を躊躇して、現在の様に燃焼都市の再建へと向つたのである。然し木造建築による復興は資材面より見ても事實

困難であり、建てては焼き、焼いては建てる様なことを何度も繰返しては何時になつても住宅緩和の曙光は見えない。この際爲政者も一般市民も完全にプラスとして残る耐火建築の建設に向つて復興への道を開かなければならない。

吾々はこの「不燃都市の建設」という理想に向つて挽まず爲政者を動かすか、又國民一般の啓蒙に努め實行可能のものより一軒々々と不燃化することにより大火の危険を少しでも改善する必要がある。

この問題に關しては災害豫防部の都市巡回防火講演會に於て田邊博士が夙に提唱され、又都市不燃化期成同盟を通じ全國的啓蒙運動並に政治運動に進展させ、遂に不燃化議員連盟の結成を見ている。今後の活動に期待する所が多い。災害豫防部としてもこれが推移を見極めて大いに協力する必要があるのではないかと思われる。

「不燃都市の建設」は大火をなくする根本問題であるが緊急の間に合わないで現状に於て吾々の爲し得る改善の策は防火思想の普及により出火度敷を極度に少なくし、一旦火災が發生しても消防施設の充實によつ

認識は新たにせられ、保険業者は一段と世間の信望を厚うし得て、保険契約の普及の如きも期せずして促進されて來ることと信ずる。人事院の上野陽一氏は所謂人事管理には從來のような個人や職員組合との關係の外に對公衆關係があると述べ、新しい科學的管理の下では相互に利害相反すると認められるものの眞の一致が圖られて共榮の實が擧げられると説かれて居る。新しい保險事業經營に於ては防火運動こそ、その最も有力な黄金の鍵となるのではあるまいか。

懸賞募集 街頭放送宣傳文

一 等

火の用心は大丈夫ですか、タバコの吸殻は必ず消しましょう。アイロンの付放しは止めましょう。火事は不注意からです。お寝み前には必ずバケツ二杯の水を、バケツ二杯の水を御用意下さい。又お互に扶け合ふ氣持で火災保険を付けましょう。

て損害を出来るだけ少なくすること、既存の木造建築に出来るだけ防火改修を施し、消防の到着までに餘り火災が擴大しない様な方法を講ずることである。

従来火災の損害を如何にして免れるかに付て文化國人が研究している。火災の損害の經濟面の救済方法として案出された組織に相互扶助の精神を基調とする損害保険制度がある。保険の普及度を見ればその國の文化程度がわかるとさえ言われている。アメリカでは火災保険の加入率は八〇%となつてゐる様だが、我國の平均加入率は二〇%にも満たない様な状態である。又火災の損害の物理的な救済方法としては災害豫防事業と消防制度がある。即ち火災の發生を未然に防ぎ、萬一火災の發生を見たときは即時に鎮壓し、擴大しない様な方法を講ずることである。

吾々の豫防運動の過去を反省して見ると所謂啓蒙運動の域を脱しない。勿論豫算等の關係上啓蒙運動以上に進展することは困難であるが、假りに消防力の強化の必要性を説くにしても損保協會の豫防運動としては單にその必要性を説くだけでは物足りない様な氣がする。勿論従来と

も危険が改善され、火災が少なくなれば保険料も安くなるであろうとの抽象論は説いていたが、これだけではどうも危険の改善、消防力の充實を至急促進する爲めに一般市民に與える迫力が少ない様に思われる。もつと具體的に、例えばある都市に火災報知機の施設を勧告する場合に、これこれの程度に設備すれば從來の地區率よりX%引となるという風に、危険の改善と料率が直結する様な料率體系を作つて、保険料率の面から見ても危険改善の利益は市民の爲めにあるということを一目瞭然と一般市民にわかる様に、經濟上の利益を與えることが必要ではないかと思われる。

これが爲めには料率算定會に於て一日も早くかかる料率體系を整備して豫防運動を實効的のものとし、危険改善は一般市民の利益の爲めになされることの眞意を周知させ、消防力の充實その他の危険改善を強力に促進し、日本再建の爲めに一役を買ふ必要がある。

x x x

昭和二十四年
主要火災一覽表

火災發生地	出火年月日	焼失戸數
國寶法隆寺金堂	二四、一、二六	一
栃木縣鹽原町	" 二、二五	天
北海道壽都	" 二、二八	九
山梨縣小立村	" 二、二六	二六四
佐賀縣廳	" 二、二八	一
東京都日本橋通二丁目	" 二、二八	二五
秋田縣能代市	" 二、一〇	一七六
兵庫縣明石市	" 二、一〇	五〇
國寶松山城	" 二、二七	一
埼玉縣松山町	" 三、二七	七
北海道様似村	" 三、二二	九
仙臺市驛前	" 三、二六	五
静岡縣沼津市	" 三、二四	四
東京都神田三崎町	" 三、二七	二〇
廣島市	" 三、二七	五七四
山梨縣野之瀬村	" 四、八	九
東京都新宿角管	" 四、一〇	二〇
東京驛八重洲口	" 四、二九	一
北海道古平町	" 五、一〇	五二
秋田縣米内澤町	" 五、二一	二〇
東京都新宿三丁目	" 五、二二	三〇
山梨縣谷村町	" 五、二三	三三
北海道夕張市	" 五、三〇	三三

國寶松前城	二四、六、五	一
北海道木古内町	" 七、一	一〇
島根縣松江市	" 八、二五	二〇
高知縣高知市	" 一〇、一〇	二〇
静岡縣伊東市	" 一〇、三〇	三二
北海道厚真村	" 二、二三	六
奈良縣大塔村	" 二、二三	元
東京都台東區上野	" 三、九	一〇
滋賀縣比叡山	" 三、三	一
小金井東宮假御所	" 三、二六	一
福岡市	" 三、二九	二〇
長野縣伊那町	" 三、二九	二〇
名古屋市	" 三、二〇	二〇

懸賞募集

街頭放送宣傳文

二等

モシモシ、今本煙草をお吸いになつた方、貴方の吸数はどうなさいましたか(稍々間を置く)
お消しになりましたね、どうもありが度うございました。今火災の多い時です。こんな僅かな事ですが貴方は立派に火災豫防に御協力なさつて居られます。

豫防部の沿革



日本損害保険協會災害豫防部豫防課長

成川茂

今回損保協會災害豫防部に於て「豫防時報」と云う雑誌を發行する事になつた機會に、當協會豫防部の歩み來たつた事業を省みつつ経緯と云うかその沿革をいささか述べてさして頂くのも、あながち無駄な事ではなからうと思つて、つたないペンを取つて見た次第であります。

正確に言えば損保協會に豫防課が設置せられたのは昭和二十二年七月一日、當時總務部の所屬部課としてであつた。これより遙に當時既に火災技術部と言う損保界には耳新しい部が昭和二十二年五月一日發足してゐたのであつた。此の事に就ては一般の人は勿論の事、損保業界の人々

も恐らくあまり關心を寄せていなかったであらうし、その理解してゐた人々は殆どと言つていい程居なかつた様に思う。この様な氛圍

氣の中にあつては何故に豫防課が設置され且つ如何なる仕事をするのかと云う理解は一部の識者をのぞいては殆ど零であつたと思う。それによつても忘れてはならない人と云うより、此の動亂期にあつて損保界に記録さるべき人、それは今はなき當時の専務理事森田誠一氏であらう。勿論これには田中會長はじめ各社の理事諸公の先見の明ある理解があつたればこそと思うが、何んと言つても森田専務の熱と卓見が斯かる事業の實踐を促す動機となつたことは事實である。

もとより防火対策の必要性は充分認識はしていても、實際に具體的対策を持たず又組織も出来てゐなかつ

たのであつて、戦後アメリカ軍の進駐により G・H・Q の消防行政官 G・W・エンゼル氏等の熱心なる防火運動の提唱もあり、自分たち歐米の不燃都市の様な處に住んでゐる國民でも、此の都市の防火と云う問題に就ては真剣に考え又實行してゐるにも拘らず、戦前は勿論のこと戦後に於ける各都市の無計畫にして粗悪なる木造家屋に依つて構成されてゐる日本に於て、これに對する何等の法律も組織も具體策も無いことは自分として不可解であると云う様な意味のことを聞かされ、我々としても汗顏の思いであつたのである。これやあれやが動機ともなつて、先ず消防關係に此の思想なり組織なりを採り入れ、東京を初め全國各府縣の消防面に從來の消す消防から火災を未然に防ぐと云う豫防面の仕事を擔當する課なり係を設置して積極的に防火対策並に防火運動の實踐に乗り出して來たのである。これは今迄の消防としては劃期的な進歩である。これと前後して民間側にも斯かる氣運の醸成により民間團體として、消防の外廓團體にも豫防面の事業を新しく加える様になつたし、我々損害

保険業界に於ても前にも述べた様に、損保事業の今後の在り方として技術的にも思想的にも今迄の方針から一步前進して、損保事業本來の社會公共的性質の自覺により此の豫防事業を採り入れたのである。

二

前項に於て一應簡単な當時の経緯を述べたのであるが、愈々題目の「豫防部の沿革」と云う與えられた課題に就て、記録やおぼつかない私の記憶をたどりながら述べて見たいと思ふ。

前項の初めにも述べた様に昭和二十二年六月三十日私が豫防課長として就任、七月一日を以て豫防課の發足が兎に角始められたのである。私も實の處協會の豫防の仕事と云うものに全然未知であつたし（勿論これから始める仕事であるので當然かも知れないが）、會社から行つてくれとは言われたものの、會社の幹部の方々も亦如何なる仕事をするかと云うことに就てはこれ又未知であつたのである。この様な事情の儘に度胸を決めて豫防課長の椅子についたのであるが、當時課と云つても課長の私一人であつた。然し前森田専務から此の仕事が今後の損保業界にとつ

て如何に重要であるかと云う理論を納得の行く様に聞かされ且つ鞭撻された時は、私も何にかしらやりがいのあるそして私に適した仕事の様な感慨を持たされたのであつた。これも亦今は辭められた當時の總務部長であつた今井氏の熱心な指導により、豫防課として如何なる仕事をして行くかと云うことに就き再三打合せをしたものであるが、勿論損保として豫防面を採り入れるに就て火災海上新種等の面で考へるべきではあ

昭和二十四年度防火ポスター

るうが、種々の事情から不敢取火災に重點を置いて仕事を始めることになつたのである。
防火と云う問題に就てはもとより我が國に於ても昔から諺にもある様に、「一筆啓上火の用心……」と言われ「火の用心」と云う抽象的な精神的な點では、現在も變りはない程言いはやされて來ていたのであつて、それ故にかえつてこれで事たれりと云う安易な依存的氣持に慣れ、其處に何等具體的な實踐的な對策を



又組織を持たずに居た様に思われるのであり、この事が前にも述べたG・H・Qの消防行政官エンゼルの言となつて警告を受ける立場ともなり、これが動機ともなつて我々損保協會に於ても民間側に於ける唯一のまとまつた團體として大きく此の仕事を取り上げた譯であり、それ故に我々損保界にとつても全然新しい仕事でもあり、この仕事を如何に効果あらしめる様にするかに就てはなかなか難かしい問題であり、且つ慎重を要することであつたのである。勿論先ず歐米の特に米國の防火運動の研究も必要であらうし、消防當局との接渉且つ提携も必要であつたのであるが、消防にしても我々にしてもその具體策の前提として先ず精神的な防火思想の普及により、一般國民の防火教育から我が國の豫防運動の第一歩をスタートしたのであつた。

三

昭和二十二年と言へば、漸く終戦後の動搖且つ荒廢から立ち直りかけた我國にとつて、政府も國民も平和國家、文化國家として再建すべく世界に公約した年であつて、民族文化の昂揚により「科學なきもの

最後(東京工大教授田邊博士の防火講演集と逸言われた此の忌憚なき批判に對しても、再び「科學なきもの最後」と言われぬ様な國家となり國民とならなければならぬ)と思ふ。それには色々な面即ち政治面、社會經濟面、文化面等に於て相當な努力が必要とされるのであり、其の爲めには爲政者は勿論のこと官民の有識者や指導的立場にある人々の奮起が必要とされていた時期であつたのである。斯かる國家事情にある時に、他はおくとして戦争により全國百二十の都市が戦火災を蒙り、約四百萬戸の家が焼け且つ又約一千萬人の罹災者を出した此の災害にもこりず、再び各都市には戦前よりも一層粗悪な商社住宅が、無計畫な都市計畫のもとに處きらわす建てられ、そして時をえらばす焼いていると云う有様であつて、戦後物資の不足物價のインフレよりしてその損害額は莫大な負擔となり、此の状態が續いたならば再建途上の一大障害となり、極言すれば火災の爲めに國家再建は不可能であるとも言ひ得るのではなからうか。此の觀點から火災を減少させることが目下の急務であり、我が國の如く一寸したことが火事になり

それが又大火になり易い點を良く國民に認識させ、防火思想の徹底教育を第一段階として運動して來たのであつた。然も我が國の國民性でもあろうが昔から諺にも言われている様に、「喉元過ぎれば熱さを忘る」式の常に目先のことばかりしか考へない國民には、絶えず教育が必要であると思う。そこで當時の警視廳消防部では、これはG・H・Qの消防行政官G・W・エンゼルのこの問題

昭和二十四年度防火ボスター

(2)



に對す意向もあり、消防部の外かく團體たる東京連合防火協會と云う財團法人の組織團體を設立、此の東京連合防火協會が主體となつて防火運動の綜合的運動をして行くに云う理想的な考へだつた様であつた。然し實際は其の後の東京連合防火協會の動きと云うものは理想通りには行かなかつた様である。損保協會としても當初特別賛助會員として加入其の後森田事務の名で副會長に推されは

したものの、未だ損保側としても積極性もなく又東連防そのものも具體的な實踐的な計畫も明確でなく、何にか其處に割り切れないすつきりしない憾があり、豫算經費の上からの事業内容も實際的でない様な點もあり、常に經費の點で行き悩んでいた様であつた。然しさすがに其の着眼點は確かなもので、消防の機動力の充實、水利の復舊特に貯水槽の増設、通報設備の完備と云つた様な緊急的な問題を探り上げ徐々に軌道に乗りつつあつた。一方我々損保協會に於ても一般大衆に對する防火思想の啓蒙策を考究しつゝあつたが、まだ幼稚の域を出でず兎に角最初の仕事として「防火チラシ」を作製することとし、昭和二十一年度の全國出火原因を調べ如何なる點を注意したらよいか、簡単な防火對策は何んなところにあるだろうか、特に終戦後の出火原因の特徴として電氣事故による火災が多いこと、初期防火の不手際による出火等とあれやこれやを考へ、火災技術部の人々にも意見を質すやらしてどうにか目の目を見る様になつたのが次の様な「是非之れだけには注意致しましょう」と題した防火チラシである。

◎是非之れだけは注意致しましょう
家庭の主婦の方に

午後時間特に夕飯のお仕度が近づくにつれ何にとかお忙しいと思われませう。配給品の受取、買物、洗濯等々、この忙しい時は火事が非常に多いのですから特に火氣の始末の整理に努めましょう

- 1、出る時寝る時左記の箇所に油断はないか。電熱器(スイッチ)は切つてあるか、差込口は外してあるか、電氣アイロン、焚火、コタツ、火鉢、カマド、火消壺、取灰、風呂場残火
- 2、煙草の吸殻を良く消火せず軒先や庭先に投げ捨ててにしているか。
- 3、玩具類(特にセルロイド製品)が前記火氣の附近に投げやりの儘になつてはいないか
- 4、御子さんの弄火に油断はないか。
- 5、コンロ、火消壺の下部には不燃性のものが置いてあるか又は足がついているか。
- 6、煙突がつまつて加熱の恐れはないか、又火の粉の危険はないか。
- 7、煙突と壁の間や周囲の板。

柱などが焼ける心配はないか
8、配電会社の試験済や認定済でない器具を使つてはいないか。

9、電熱器と下方の臺や横の壁などが接近し焦げていないか
10、コードを直接釘にかけたり床上に横たえたりして被覆が痛んではいないか。

11、ヒューズの代りに銅線や鐵線がはいつてはいないか。
12、「コンセント」や「ソケット」が過熱したり取付箇所が焦げたりしてはいないか。

13、引込線、屋内配線の不良により漏電の危険はないか(素人の電気工事は危険です)。
14、ガソリンや油類は火事にならぬ様に氣をつけてあるか。

15、消火用の水は用意してあるか。

註 火事の電話は凡て自動式は局番なしの一一九番へ。
御一讀の上は廊下、柱などの見易い處へ貼りつけて下さい

日本損害保険協會

この様な防火チラシを試作として二十萬枚作製し損保各社に配布し、證券を被保険者に送附する時に同封し利用して貰うとか、代理店を通じて一般家庭に配布して貰うとかして兎にも角にも一應は豫防課としての

イの一番の仕事がこれであつたのである。然し思いがけなくもこの「チラシ」が思つたより好評で、あちこちから希望部数が多くて二十萬枚では到底足らず、其の上各地の消防關係方面からも何處で見たりのかこれ又相當部数の希望もあつたりして、八十萬枚を追加作製した程であつて豫期以上の効果があつた事は嬉しかつたものである。

四

此の頃から我々損保の豫防の仕事も各方面から注目を浴び始めて來た様であつた。これも亦當時内務省警保局の二課であつた消防課に於ても豫防係を置き、全國的に指導する態勢を考へていた様であつたが、何にしろ新しい仕事でもあり又政府當局としても仕事の性質上確たる認識も無く、運動資金たる豫算も殆んど實際運動が出来るなんてものでは無く、いたづらにお役所仕事の域を出ない机上のプランをひねくり廻すに過ぎない状態であつた。然も此處でも損保に對して經費の點で依存しなければ何に一つ實際の運動が出来ないと云うのが實情であつた。正直に言つて私は當時矛盾と云うか言ひ

様なない氣持にしばらくの間はとらわれたものであつた。それが當り前であり共通した實情であると言つて終えればそれまでだが、いやしくも國家として必要に應じて又當然やらねばならない此の仕事に對して、申し譯的な機構組織をつくりはしても、その仕事なり事業を裏付ける豫算を與えなければ、それこそ佛造つて魂入れずの諺の通りで、いたずらに機構なり組織いぢりに餘計な經費をかけ、肝心の實踐的な具體的な運動なり仕事はうやむやに中途半端でお茶を濁すことで終り、其處に何等有効適切な結果と云うものがあらわれず終いであつても、兎に角政府として斯かる面の機構さえ出來ていればそれでいいと云うのでもあらうか。然も此の様な官廳の實情を良く知つてゐる抜け目のない宣傳業者はお役所仕事と云うことを口實に、關係民間團體なり業者にタイプアップと云う名目で、色々な仕事を考へ働きかけて來る。私は此處に前にも述べた様に言ひ様のない氣持になつたのである。いささか脱線の氣味になつた様だが兎も角も、此の年度は斯かる態勢の下に第一回の全國的な「防火週間」が戦後初めて十月第一週目に開

催されたことは意義の深いものがあつた。此の催しに就ては損保としても全面的に後援もし協力もしたのであつて、其の計畫なり準備なりには八月頃から内務省の消防課と連絡をとり、此の防火週間に對する國民の認識を啓蒙する意味から防火週間前にポスター、映畫演劇の脚本、防火の歌並に童謡、標語等の懸賞募集を計畫したのであつた。此の催しに就ては意見が多々あつたのであるが、懸賞募集そのものよりも防火に關する一齊の懸賞募集によつて、又懸賞募集のポスターを全國に配布することにより、募集ポスターそのものが防火宣傳にもなるし、應募のポスターの圖案を考へるとか歌や童謡を考へることが防火思想の普及になるだらうと云うのが狙いでもあつたのである。當時何んと言われようとも此の様なお祭りのな宣傳が必要であつた様である。此の懸賞募集に依る應募の数が相當であつたことからもその狙つた我々の意圖も或程度生かされたものと思ふことはあながち我田引水ではなかつた様である。一方アメリカの年中行事としての毎年十月の防火週間は、一例をとつて見ても、大統領が防火に關する教書を發

する程度に政府も國民も關心を持ち一大國民運動にまで高度に開催されていると聞いている。何事にも科學的なアメリカに於てさえも一面斯かる精神的啓蒙運動も亦輕視しない面もあることは、我々としても幾多學ぶべき點がある様である。

五

斯くして豫防運動も徐々に板について來たのであるが、消防關係としては從來の消す消防から豫防消防へと行政面に於ても進歩して來たし、總司令部の意向もあり日本の警察消防の行政改革が考えられる様になり、幾多の問題があつたのであるが從來には考えられなかつた消防組織法案なる法案が國會に提出せられると云う、消防行政にとつて一大變革がもたらされたのであつた。これより曩に現在の火災、水害、風害等の莫大なる損害を繰り返すことの愚かな現象をなんとかして軽減しなければと、消防當局は勿論我々としても期待した災害豫防対策議員連盟なる國會の議員諸公によつて組織せられる團體が衆議院内に設立せられ、政治面に本問題を眞剣に採り上げて貰う様な氣運にあつたのであつて、

此の議員連盟の委員長の阪東幸太郎氏が非常な熱心な方で、消防組織法案も此の議員連盟で詳細に検討するなど消防に對する認識研究は相當苦心された様であつた。兎に角消防當局と此の議員連盟との緊密な連絡により劃期的な消防組織法案は國會を通過、此の年の十二月二十三日法律第二二六號として公布されたのであつた。これは消防行政の上から一大進歩であつて從來の警察行政の一部であつた消防が、彼と對等の地位に立つて獨立行政として一本立ちとなつた記念すべき法律である。然もこれが實體法たる消防法が引續き國會を通過、二十三年七月法律第一八六號として公布され此處に完全なる消防法規が完備された譯であつて、特に此の消防法に於ては從來になかつた豫防消防を法律に依つて消防は勿論一般國民にも義務づけられている事である。然し此の様な法律が出來た事は未だ一般國民は殆んど知らないものであつて、やはり斯かる問題は一般社會通念たる道義心に訴える方法により義務づけゆく事が必要だとすれば、防火思想の普及宣傳により教育してゆかなければならないであらう。だが此の運動は言うは易く

してなかなか難かしい仕事なのであつて、物の生産とか販賣とかその宣傳の力によつて、目に見えて實績が擧がると云う様な明確な裏付けがすぐにあらわれて來ないからである。それと今一つ此の運動展開には莫大な經費を必要とすることから、その財源の起債の面で消防關係も相當苦心している様であるし、我々としても戦後損保再建途上の多難の時でもあり、當時損保界は相當苦しい經營状態に追い込まれその立ち直りの苦難の最中であり、然も我が國の附保率は米國のそれとは丁度正反對の二割弱と云う状態であり、保険の本質たる社會相互扶助の立前からしてもその被保險者の相互の零細なる保険料の蓄積により即ち全國的なプール組織の形により、相互の不慮の損害を補填されると云うことから考へても、僅か二割弱の保険加入者の貴重な保険料(然もこれは保險會社としても萬一の事故に對する補填の爲めに被保險者から預つてゐる形のものである)から、残り八割強の未加入者を含めた全體的なものに對してその一部の費用を流用することは社會衡平の觀念からしても反することであり、理論的には當然ではあるが然

し一方保險の本質たる社會公共性の面から考へて一がいに理論通りにもいかず、或る程度の經費を此の防火運動に流用させて貰うことにより、社會に對する率仕の一役を勤めることも損保の新しい今後の在り方ではなかるうか、これが我々損保の立場からの自覺に基いた考へ方であると思ふ。然も當時此の事に就ての一般の特に消防並に各自治體の爲政者の理解は薄く、當然防火運動により火災の損害がなくなれば保險會社は儲かるのだから即ち防火運動による利益者は保險會社であると云つた様な間違つた考へを持ち、その故に損保會社から斯かる經費を當然繰出すべきだ、と云つた考へがあつたのであり、ある地方の消防の責任者たる地位にある人ですら此の紙上にはどうも書いてない様な暴言をはいた人も居たほどであつて、相當な無理難題に惱まされた事もあつたのである。然し此の考へ方も徐々に我々の立場並に運動の過程に於て理解されて來た様である。その一つの運動として中央に於ては我々として常に消防關係並に關係爲政者に接する機會も多く、その相互理解も或程度スムーズに行つていたのであるが、まだまだ

地方に於ては消防自體の豫防運動も大した活躍も見せず又我々の立場や運動の理解者も少い時期でもあり、地方の啓蒙に損保の立場から一役買つて出、一大國民運動に迄昂揚させる動機を作ると云う、遠大なる理想を以て都市巡回防火講演と座談會を企畫し、直接地方都市の市民並に爲政者指導階級の人々に講演により訴え座談會により其の具體策を考究すると云つた様な地方啓蒙運動を開催して來たのである。これは非常に大きな事業であり理想であつて、その開催都市の選定とか方法とかに就ては相當苦心したものである。特に講演會の講師の選定には如何なる方に依頼すべきかに就て當時學界の斯かる問題の權威者にして講演の上手な方と云う條件で考えて見るとなかなか適當な方も無く、まして防火講演會と云うあまり興味的な面の薄い講演會ともなれば聴衆者や或程度ひきつける魅力のある人でなければと考へ、これより曩に理事會に便乘して當時消防關係學界の權威者を招聘して防火懇談會を開催した時、たまたま東京工業大學教授工博田邊平學氏の防火と不燃都市の建設に關する簡單なテーブルスピーチが非常に印象

的であつた事を思い出し、早速田邊先生に此の都市巡回防火講演會の企畫をお話し講師として快諾を得たのであつた。そして昭和二十二年十月二十三日静岡市に於て第一回目の講演會と座談會を開催したのである。これには業界新聞の保險毎日も積極的な後援をしてくれ、初めての催しとしては大成功であつたと思う。以後回数を重ねて現在迄に四十七都市の多數にのぼり漸く損保の此の運動も世間的に認識せられ、此の頃では二、三の都市の市長から直接開催方の依頼状を受けた様な例もあるのであつて、當事者としても意を強うしている次第である。

六

其の他損保として独自の立場から都内の各會員會社の本支店並に營業所等を借用擴張機による街頭宣傳とか、消防廳、文部省との提携による各女學校巡回映畫と講演會とか、移動展、スライド、又豫防特報を發行する等による普及宣傳を行つて來たのである。此の間豫防委員會及び豫防特別委員會の各社委員による熱心なる會合により、損保協會としての豫防運動の正しい批判と検討

を眞面目に研究し討論し、事務當局者たる我々を鞭撻指導して頂いた事は豫防部の存在意義を一層業界にはつきりさせ且つ對外的には損保界の社會的地位の向上をもたらしと思ふ。兎に角損保協會の總務部の一所屬部課として發足した豫防課が業界の支持により豫防部として新發足し、損保業界の一つの重用視せられた事業として益々社會公共性の面を生かした此の仕事が必要視せられた事は自他共に喜ぶべき事と思ふ。然るも部にはなつたものの專屬部長の椅子が空席の儘半年も過ぎ、此の間玉木、岡田正副委員長並に杉崎特別委員主査を始め委員特別委員各位の指導により、映畫作製と云う大きな仕事もし、大過なく歩んで來たのであるが、昭和二十三年四月一日を以て現在の眞縣部長を迎へ此處に豫防部として確固たる組織を持つ様になり、面目を一新本格的な第一歩を歩み出したのである。それ以後の詳細なる行事は時に業界新聞により、その都度豫防特報に掲載されているので省略することにして、豫防部が眞縣部長を迎へるまでの歩み來つた経緯をひと通り記述して見た次第であります。

(附記、此の稿も長い期間仕事の合間合間に書きつづつたので前後文章の不統一のうらみもあり、書きたい事の不分な點も多々あり讀み難かつた事と思ひ此の點筆者の不勉強を改めておわびします。)

懸賞募集

街頭放送宣傳文

三等

火事は一寸の油断から大切な家や家財を灰にされて終います。恐ろしいのは火災です。マツチ一本にも火の用心をする一方、萬一の罹災に備えて是非火災保險に入つて置きましょう。僅かな保険料で罹災しても笑顔で再建が出來ます。

四等

何時までもあると思ふな親と金、ないと思ふな運と災難、我々日常生活にはいつ災難がおとづれるかわからないのです火災も其の一つです。此れを防ぐ爲めに火の用心、此の思いがけない災難を受けた時の用心に保險に入りましょう。

防火と云いて

夜も寝られず



日本損害保険協會災害豫防部調査課長

六 戸 修

世の中にか(蚊)程
うるさきものはなし
文武(ぶんぶ)と云いて
夜も寝られず

これは徳川末期の蜀山人の狂歌であつたかと思うが現在の「文化國家」と云う聲のやかましさは丁度此の歌を思い出させて微笑を禁じ得ない。戦争を抛棄した日本が文化國家にならねばならぬことは明らかであるが「文化」「文化」と唱えてさえ居れば獨りで文化國家が出来るかのように騒がしいのはまさに「文化」と云いて夜も寝られずである。

然し文化は花瓶の切花のように他所から持つて来て一寸差して置く云うようなものではなくて國土と國民の上に長い年月かかつて出来るものだからそれが育つだけの基盤がなくては文化は榮えないだろう。

然るにその基盤が日本のように荒れるにまかせてあつてはいくら御題目だけを唱えていても文化の花は咲く筈がない。

昔、エジプトではナイル河の大洪水に毎年悩まされたそうだし、支那では黄河の治水が國の政治の主要な目的であつたと云うが、それ等は遠い昔の事で、現代に於ても依然として性こりもなくこんな災害に毎年國土を荒らされて居る國は地球廣しと云えども日本の他には隣りの中國位なものである。

試みに終戦から今日迄僅か四年間の主な災害を数えてみても、

ジュネ、ス颱風(二四、八、一五)
キティ颱風(二四、八、三一)

地震
南海大地震(二一、三、二一)
福井大地震(二三、六、二八)
日光今市地震(二四、三、二六)

大火
飯田大火(二二、四、二〇)
那珂港大火(二二、四、二九)
幾春別大火(二二、五、一六)
能代大火(二四、二、二〇)
明石大火(二四、二、二〇)
山梨谷村町大火(二四、五、一三)
夕張大火(二四、五、三〇)
國寶法隆寺金堂火災(二四、一、二六)

洪水
國寶松山城火災(二四、二、二七)
國寶松前城火災(二四、六、五)
利根川大洪水(二二、九、一五)
カスリン颱風(ニヨル)
北上川大洪水(二三、九、一六)
アィオン颱風(ニヨル)
中國九州各河川大洪水(二〇、九、一八、枕崎颱風(ニヨル))

爆發
昭和電工大爆發(二四、六、二四)
板橋火藥庫大爆發(二四、九、七)

船舶沈没
青葉丸沈没(二四、六、二二)
デラ颱風(ニヨル)
横濱港船舶大被害(二四、八、

枕崎颱風(二〇、九、一八)
カスリン颱風(二二、九、一五)
アィオン颱風(二三、九、一六)
デラ颱風(二四、六、二二)

三十一 キティ颱風(ニヨル)
以上のように僅か四年間の災害としてはその数の多いこととバラエティに富んで居ることは驚くの外はない。これで見ると終戦後五十二ヶ月間に二十六度の大火害があつて平均二ヶ月に一回宛大きな災害を繰り返して居る譯である。

いくら「文化」「文化」と唱えても二ヶ月に一回宛大災害を繰り返して國富と人命を消耗して居ては文化の育ちようがないのが實情ではあるまいか。

これらの災害のうちには地震や颱風のような天災で今の所その襲來を防ぐことの出来ないものもあるが、それでもそれに伴う損害を軽減する事は出来る筈である。まして火災や爆發のように天災でないものに於ておやである。

それには人々が災害を運命と諦めることを止めて、これを防ぐと云う氣持を起し、「防火」と云いて夜も寝られず」と云う位に防火や防災の聲を喧ましくして、然る後に防火も防災も唱えなくとも各人にそれが泌み渡つて、自然に防災に叶つた對策をする様になつて始めて文化の育つ基盤が出来る」と云うものである。

紺屋の白袴

耐火建築から見た火災保険會社



日本損害保險協會顧問
東京工業大學教授工學博士

田邊平學

はしがき

一に「火の用心」、二に「消防」、三に「燃えない家」という三段構えで不燃都市を建設するようにと、終戦後足掛け四年に亘り、北は札幌から南は鹿児島まで、日本中のめばしい都市を説いて回つてゐる私であるが、到る處の都市を實地調査して見て感ずることの一つは、火災の元締めともいへべき火災保險會社の支社や支店や出張所に意外に燃え易い木造の建物が多いことである。

これは一つ調べて見る必要があると思つたので、日本損害保險協會災害豫防部の調査課にお願いして、火

災保險關係全會社（一七社）が持つてゐる本社、支社又は支店の建築物の構造別を調査して貰つた。同協會の災害豫防部から「豫防時報」が刊行されることなので、皮肉なようだが、先ず己れを知る意味に於てこの興味ある數字を公表して創刊號への祝辭に代え、併せて火災保險關係各社の奮發をも促し度いと希う次第である。

保險會社の番附

調査の結果を総合すると、防火の面から見た保險會社の一種の番附ともいへべき次の表が得られる。

耐火建築から見た火災保險會社

會社名	耐火建築 (Z ₁)			木造建築 (Z ₂)	總棟數 Z ₁ +Z ₂	耐火建築率 Z ₁ /Z ₁ +Z ₂		
	鋼筋コンクリート	煉瓦	造			%	順位	
大東	7	—	5	12	58	1	B	
大東	8	—	6	14	57	2		
東大	10	1	9	20	55	3		
東大	6	—	5	11	55	4		
東大	10	—	10	20	50	5		
東大	8	2	10	20	50	6		
大日日	8	—	9	17	47	7	C	
大日日	7	—	9	16	44	8		
大日日	7	—	10	17	41	9		
大日日	7	1	12	20	40	10		
共安富日興	5	1	12	18	33	11	D	
共安富日興	8	—	18	25	31	12		
共安富日興	3	—	8	11	27	13		
共安富日興	2	1	14	17	18	14		
共安富日興	1	1	13	15	13	15		
第東	1	—	—	1	100	番外	A	
損料	2	—	—	2	100	番外	A	
計	103	7	150	260	42			

この表から次のような興味ある事實が見出される。

一、各社の耐火建築の棟數から見た順位は次の如くである。括弧内の

數字は棟數を示す。

東海(11)、同和(10)、千代田(10)、大住(8)、大正(8)、安田(8)、日本(8)、大東京(7)、日産(7)

損保協會災害豫防部調査課調
昭和25年2月10日現在

日動(7)、大成(6)、共榮(6)、富士(3)、日新(3)、興亞(2)、第一(1)、東亞(1)

これ等の數字を仔細に觀察するとき、各社の間に相當著しい開きがあるばかりでなく、比較的大會社で思ひの外耐火建築棟數の少ないものがあり、逆に小會社で意外に多くの耐火建築を持つてゐるものがあることが氣付かれる。

二、各社が有する建築物の總棟數(本社・支社又は支店の總數と一致する)に對する耐火建築棟數の百分率(これを假りに「耐火建築率」と名付ける)を求め、この耐火建築率の大小に従つて、いつも筆者が都市の防火診斷に當つて試みるように、各社を次の四階級に別けて見る。

A級會社 耐火建築率六〇%以上
B級會社 耐火建築率六〇—五〇%
C級會社 耐火建築率五〇—四〇%
D級會社 耐火建築率四〇%未満
即ち、A級は總棟數に對して耐火建築棟數の割合が最も多い會社、D級はこれの最も貧弱な會社といふことになる。

尤も一口に耐火建築といつてもその中には鋼骨鋼筋コンクリート

造の高層大事務所建築もあれば、煉瓦造又は石造の二階建以下程度の小建築もある。従つて耐火建築によつて順位を附けようという場合には、單なる棟數によるよりも建築延面積や個々の建物の耐火度まで考慮に入れた建築價値に就いて比較する方が妥當であり、より正確な結果が得られるであろう。

然し、それ等は後日の問題に譲つて、茲には第一次の試みとして、専ら棟數の點で大體の比較を求めた次第である。

なお唯一棟の本社しか持たない二つの會社(第一火災及び東亞火災)と各社の連合體たる二つの團體(日本損害保險協會及び保險料率算定會)とは、何れも耐火建築率一〇〇%で、いわばA級であるが、棟數が餘りにも少いばかりでなく、他の各社とは性格も異つてゐるので、番外と看做して各社の順位からは除外することにした。然るときは前表に示す如く、各社中にはA級に相當するものは遺憾乍ら一社もなく、全部がB級以下ということになる。即ち

B級會社群(耐火建築率六〇—五〇%)は次の六社である。

大東京・大住・東海・大成・同和・千代田

C級會社群(耐火建築率五〇—四〇%)は次の四社である。

大正・日産・日動・日本

D級會社群(耐火建築率四〇%未満)は次の五社である。

共榮・安田・富士・日新・興亞

三、耐火建築率から見た火災保險各社の順位は、資本金の大小その他による會社の大小の順位とは必ずしも一致してゐない。この點興味津々たるものがある。

そのよつて來る理由に就ては、各社夫々に事情があり、大いに辯明があるものと推察されるが、單に社歴の長短や建築に投じ得る會社の資金の大小という點以外に、耐火建築に對する各社幹部の認識・理解乃至熱意の程度、従つてまたこれに基く各社の營繕に對する理念乃至方針等が端的に、或る社ではこれを明瞭に意識して、また或る社では全く知らず知らずの間に——統計の上に表れて來たものではないかと思う。財政面から見た各社夫々の發展の經過と、各時代々々の幹部の顔觸れと上記の耐火建築建設の跡とを結び付け

て比較検討するならば、一層興味深い數々の事實が見出されるであろう。

むすび

いづれにしても、火災の元締ともいふべき全國十七社にも上る火災保險會社中に、耐火建築率六〇%以上(優)に相當するものが一社も存在しないというのは甚だ淋しくもあり、心細くもある。全會社を集計した數字に就て見ても、總棟數二六〇棟中耐火建築一一〇棟で、耐火建築率は僅かに四二%、辛うじて及第點という貧弱さである。要するに火災保險會社の建物も六割までは木と紙で造られてゐるということなのである。

從來は兎も角、最近では木造と大差なき價格で建てられる各種の不燃新構造も研究され、實用化されて來てゐる實情である。火災保險會社ともあるものが、殊に火災豫防運動を率先して活潑に展開しようとしてゐるものが、「燃料」で自分の入る建物を造るという手は絶對にならぬ。現在の状況では肝腎の本社さえ木造である會社も一社あるが、今後は本社は勿論、地方の支社・支店或

は出張所等建新築・改善若しくは増築しようとする場合には、萬難を排して耐火建築を採用し、「紺屋の白袴」を脱いで、世に都市不燃化の範を示されんことを切に願つてやまない次第である。

【参考】 各社建物の内譯

参考までに火災保險各社の耐火建築と木造建築の所在都市名並に本社・支社又は支店の區別を一覽的に掲げておく。耐火建築中、特に斷つてないものは、總て鐵筋コンクリート構造と承知して頂き度い。

1、大東京火災
耐火建築 本社・仙臺・大阪・小倉・神戸・名古屋・京都各支店、計七。

2、大阪住友海上
耐火建築 本社・大阪・札幌・金澤・京都・神戸・岡山・福岡各支店、計八。

3、東京海上
耐火建築 本社・函館・秋田・金澤・名古屋・京都（鐵

骨石造）・大阪・神戸・廣島・福岡・熊本各支店、計一一。

4、大成火災
耐火建築 本社・大阪支店・仙臺・京都・九州・神戸各出張所、計六。

5、同和火災
耐火建築 本社・東京支社・大阪・神戸・横濱・京都・名古屋・仙臺・高松・熊本各支社又は支店、計一〇。

6、千代田火災
耐火建築 本社・東京・京都（煉瓦石造）・神戸（煉瓦石造）・金澤・福岡・廣島・關東・小樽・静岡

7、大正海上
耐火建築 本社・高崎・横濱・金澤・大阪・神戸・京都・廣島各支店、計八。

8、日産火災
耐火建築 本社・新潟・横濱・名古屋・京都・大阪・神戸各支店、計七。

9、日動火災
耐火建築 本社・横濱・名古屋・京都・神戸・福岡・仙臺各支店、計七。

10、日本火災
耐火建築 本社・大阪・函館・仙臺（煉瓦石造）・金澤・名古屋・京都・神戸各支店、計八。

11、共榮火災
耐火建築 本社・東京・横濱・東海（煉瓦石造）・京都・神戸各支社、計六。

12、安田火災
耐火建築 本社・日本橋・大阪・神戸・京都・名古屋・福岡・金澤各支店、計八。

木造建築 本社・東京支社・大阪・名古屋・仙臺・高松・熊本・秋田各支店、計一〇。

木造建築 本社・東京・京都（煉瓦石造）・神戸（煉瓦石造）・金澤・福岡・廣島・關東・小樽・静岡

木造建築 本社・東京・横濱・東海（煉瓦石造）・京都・神戸各支社、計六。

木造建築 本社・東京・横濱・東海（煉瓦石造）・京都・神戸各支社、計六。

木造建築 本社・東京・横濱・東海（煉瓦石造）・京都・神戸各支社、計六。

熊本各支店、計一八。

13、富士火災

耐火建築 本社・東京・名古屋各支店、計三。

木造建築 札幌・仙臺・横濱・金澤・京都・神戸・廣島・九州各支店、計八。

14、日新火災

耐火建築 本社(煉瓦石造)・名古屋・京都各支店、計三

木造建築 札幌・仙臺・新潟・松本(土藏造)・横濱・静岡・金澤・大阪・高松・神戸・岡山・廣島・福岡・熊本各支店、計一四。

15、興亞海上

耐火建築 東京・神戸(煉瓦石造)各支店、計二。

木造建築 本社・大阪支社・小樽・仙臺・新潟・横濱・名古屋・金澤・京都・西宮・廣島・高松・福岡各支店、計一三。

16、第一火災

耐火建築 本社一。

木造建築 なし。

17、東亞火災

耐火建築 本社一。

木造建築 なし。

18、損保協會

耐火建築 本部・大阪支部、計二

木造建築 なし。

19、料率算定會

耐火建築 本部・大阪支部、計二

木造建築 なし。

懸賞募集

街頭放送宣傳文

五等

火事は一寸した不注意から起るものです。お寝みになる前には必ず戸締りと共にもう一度火の始末を見廻つて下さい。一本の燐寸、一本の煙草で何百軒と云う家を灰にすることがあります。お互の爲めです。火を恐れ、火を愛して下さい。

六等

皆さん、皆さんはどなたも、まさか自分の家から火事を出すなど云ふことはないと思されませんが、實は、そのまさかまさかが火事の元なのです。火の用心と火災保険をつけることは貴方の生涯の最良の手段です。

【三〇頁よりリッパ】

が積極化されたのである。併し乍ら火災豫防は宣傳のみでは効果は收め得ないことは勿論であつて現行取締豫防の運用如何に係ることは云う迄もない。宣傳豫防は権力を持たなかつた消防の何十年かの經驗の上に立つておるが、法規豫防それは消防本來のものではあるが日本に於ては新しい仕事として出發しなければならぬのである。

宣傳豫防と法規豫防とは常に足並を揃えなければならぬ。併し乍ら法規豫防は宣傳豫防の線を出越しては兎角間違ひを生ずるのであつて必ず消防は民衆の奉仕者であること、國民の幸福のためにあると云うことを忘れてはならないのである。男らしい火災豫防はやはり權限を伴ふ積極的豫防にあることは言を俟たない。ここで吾が國損害保險業界の現在と消防との關係であるが正に表裏一體でなければならぬと思われるのである。論より證據に主席消防行政官エンゼルの出身は損害保險のエキスパートであると云うことを聞いて居る。

氏は赴任以來日本國民の幸福を願うために消防を發展させ且つ又吾が

國損害保險の發展を日され日夜奮闘されて居るのである。宜なるかな吾が損害保險協會にも豫防課が開設され更に豫防部にまで發展したものと

思われる。昨年には於ては眞縣部長外各部員の方々に於ては吾々消防と共に映畫會、講演會に日夜奮闘され災害豫防委員會又全面的に東京消防否日本消防のため可能な豫算をさかれて協力御後援願つたのである。吾々消防としても寔に感激の外何ものもない。何卒今年も祖國再建のため損害保險業のため、又消防發展のためにも御協力を願ひ終りに望み損害保險各位の御幸福と御健康を願つて已まない。

懸賞募集

街頭放送宣傳文

七等

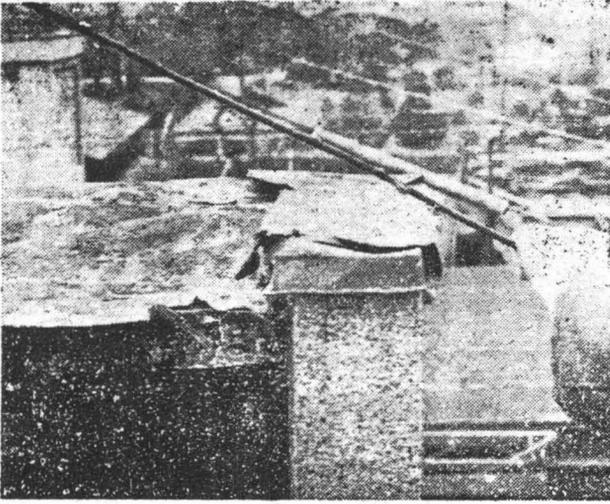
鳥の鳴かない日があつても火事のない日はないと云ふ位、毎日何處かで火災が起きてゐます。棄てた煙草の吸殻一つ消しても火事が一つ減つたと云へます。外出の時お寝みになる時お互に火のもと戸締りに注意いたしませう。

火災原因寫眞

東京 消防廳

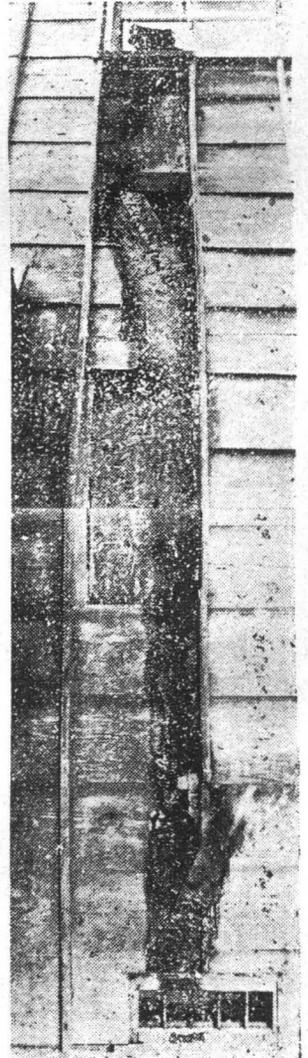
漏電火災 (上、中)

- 一、原因別 二〇〇ボルト引込線 原因別別 パラベツトのトタンに漏電
- 二、日時 昭和二十四年二月十七日、午後一時二十分
- 三、場所 荒川区三河島町八ノ一三一二
- 四、建物 住宅、木造二階建一部化粧モルタル葺、屋根トタン葺
- 五、被害 二階壁體の一部及び天井計四坪焼失
- 六、氣象 (十五時現在)、晴天、湿度四〇%、南風一メートル



七、出火に至つた經過

○昭和二十三年十月中旬、火元の者が、隣家の引込み二〇〇ボルト動力線の一線が自家のパラベツト頭部



のトタンに接觸してゐるのを發見、危険を感じたので配電社に再三修理申立中の所、遂に昭和二十四年二月十七日午後一時二十分頃、約四ヶ月の期間を経て出火したものである。

○その間右引込線を使用する隣家は、モーター二基計三馬力を使用してゐたが、停電或はモーターの事故等の異常は感じてゐない。

○従つて勿論ケツチ、フューズは正常な状態であつた
○漏電経緯は、二〇〇ボルト引込線——ハラベツトのトタン——モルタル・ラス——モルタル・ラスの力骨(八番鐵線)——接地。

○測定の結果漏洩電流は約二アンペアで、四ヶ月間當時建物に流れてゐたことになる。

放火 (右)

場所 新宿區下落合二、七七五 住家
發火日時 昭和二十三年十月二十八日午前二時五八分
鎮火日時 同年同月同日午前二時五九分
原因 放火

放火場所 羽目板二階窓下より地上に至る間の押縁の間
放火材料 揮發性燃料にマツチを以て點火
發火に至る迄の狀況

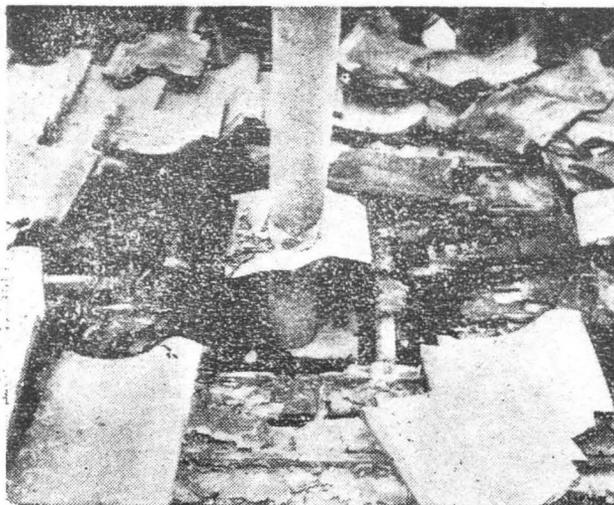
午前二時五〇分頃長男が屋外に人の氣配を感じ同家外を巡視したが何事もなかつた。更に長女も同様の事を感じ父に告げ泥棒ではないかと探索しているうち居間(押入を隔て火點と接す)に居た母が火災を認知し騒

き出し又は消火器を持ち二階窓より消火した。
放火手段

二階窓口（硝子のかけた所）より外壁下見板に沿い揮
 發性燃料を流下し外部地上（推定）より燐寸を以て點
 火した。

煙突（上、中）

- 一、原因別 風呂場の煙突 原因細別 貫通部の構造不備
- 二、出火日時 昭和二年十一月十一日午後五時五五分
- 三、場所 千代田區永田町二ノ五七
- 四、建物 寮、木造二階建、屋根瓦葺
- 五、被害 一階風呂場屋根裏四・五坪焼失
- 六、氣象（十五時現在）晴天、湿度四十四パーセント



北ノ風ニ・六メートル
 七、出火に至つた經過

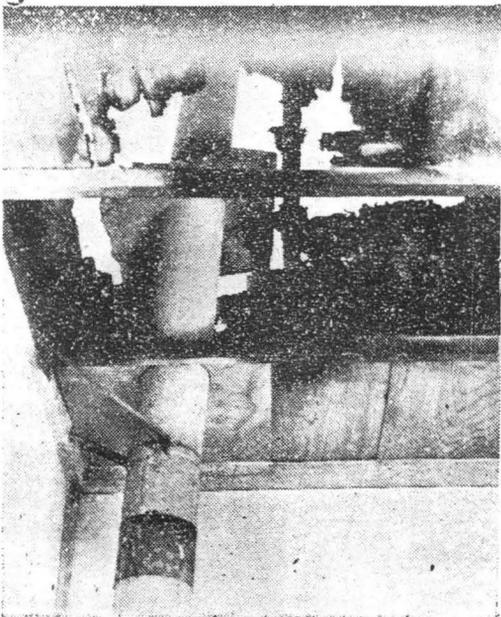
○午後四時三十分頃から風呂窓焚付を開始、焚付終了
 午後五時三十分頃、それから二十五分を経て、貫通
 部附近の野地板が過熱されて出火したもの。

○煙突はスレート製で、直上に天井及び屋根を貫通し
 てゐるが、眼鏡石がなく、その代用としてトタン板
 を天井部と屋根瓦下に各一枚づつ覆つてあるのみで
 而も野地板が煙突と接近してゐたもの（約四センチ）

○薪は杉材
 ○昭和二年八月建築以來毎週二・三回使用してゐた

電気コンロのコタツ（下）

- 場 所 大田區調布嶺町二ノ一〇、住家
 發火日時 昭和二十四年四月二日午前九時八分
 鑑火日時 同年同月同日午前九時十分
 原因 電気コンロの使用放置



發火に至る迄の状況

樽炬燵（高さ一尺縦横一尺二寸天井鐵板葺）の中に電
 氣コンロ（六〇〇W）を入れ午前六時三十分に一米距
 つた所の柱取付コンセントに之を差し込みその儘放置
 し午前七時三十分施錠の上外出した處コンセントに差
 し込んでより二時間三十八分後即ち午前九時八分發火
 するに至つたものである。

原因決定の理由

- 1、電流は電気コンロの所迄来ていた。
- 2、疊及布圍の燃焼状況より炬燵内部より發火したこ
 とが立證されている。
- 3、樽炬燵の木部が全部完全に炭化（蒸焼状態）して
 いた。
- 4、時間的にみて可能性がある。



火災の延焼と空地について

損害保険料率算定會火災科學委員
東京大學教授 工學博士

濱田 稔

序

今日は火災延焼について皆さんにお話しすることになりましたが、只今お聞きおよびの通り、近頃ではこちらの方で随分延焼のことにつきまして油を搾られておりまして、「まだ結果は出ないのか出ないのか」と

いぢめられております。そういうわけです。皆さん方の、お知りになりたいポイントをお答えすることは、恐らく出来ないのではないかと案じています。お話がピンぽけになるかもしれませんが、一應用意してまいつたことをお話させていただきたいと思つております。一體に専門家にものを聞きますと、なかなか端的に答えてもらえる場合が少いのであります。それはいろいろな種類がある」とか、「それは一概にはいえないのである」とかというようになことで手取り早くまいりませんが、火災延焼につきましても、何とか皆さん方に端にお話ししようと思ひますけれども、やつぱりうまく行きそうもありません。まず最初に、何故火災延焼というものが簡単にお話出来ないかということ、前置きにつけ加えたいと思ひます。

延焼に關係する要因

一體延焼の限界というものは、いろいろな原因で無論變つてゐるのでありますが、まず一つには延焼の形式ですね、例えば飛火で延焼する場合と、或いは輻射や直接火焰によつて延焼

する場合と、いずれを選ぶかによりまして、距離も違つてまいります。それから燃え移る家のそれぞれの構造、面積、或いは階數によつても違いますし、燃える家の状況によつても異ります。又お互の距離によつても違ひます。それから火事の時の風の向きとか、風の速さ、湿度というような氣象關係もありますし、さらにもう一つは、火事が出て出火した家から隣りに移ります場合にはどの位か、又出火してから何分間延焼して、さらに次に延焼するものはどういふ様になるかという火災の経過に伴う問題があります。そういうようなわけでありまして、なかなか一般に延焼距離はこれだけであるということとは云い難いのです。以上述べましたいろいろな場合につき、以下およそどのくらいなことになるのかということをお話ししたいと思います。

飛火による延焼距離

まず飛火について見てみますと、實例で話した方が早いと思ひますが、昭和十五年一月に静岡の大火事がありました。あの時は六、七米の風が吹いておつたのですが、まず、出火した地點から七百米ほど風下へ

飛火した。その火が成長して大火事になつたわけです。それから次々燃えてゆきました。その途中でいくつも飛火しました。その中で飛火の距離の大きいものをひろつて見ますと、例えば一・一キロとか、一・五キロというような距離のものがあります。それが新たな火元になつて、又次へ燃えていつたわけです。幸に新たな火元にはならなかつたが唯飛んだ例につき調べて見ますと、七寸に三尺位なトタン板、一尺に一尺二寸という鋼板が、三・二キロも遠方まで飛んでおり、小さいものは更に遠方迄、又煙は伊豆半島の東の洋上遙か彼方まで行つたわけです。そういう様に飛火というものを考えますと、「延焼の距離はいくらですか」という間に對して、實用的な安全距離はないということをお答えするよりほかありません。「其の距離は二軒だでは答えになりますまい。大體「飛火ぐらゐは消せそうなものだ」なんて云う人があるが、私はそれは飛んでもない間違ひで、飛火は消せないといふのです。即ち火の粉は一つ一つは簡單なものです、數が無數にあるのですから無數の中のいくつかが火になるので、中には人の居ない家

もあるし、警戒の出来ない屋根もありましょうし、無数の中のいくつかが遂に出火することは真に已むないことと存じます。そういう意味で飛火は消せないと思つておる方が間違いないのです。即ち消せないというより、いくつかはやむを得ないということであります。

輻射及び焰による延焼距離

次に輻射とか火焰そのものによつての延焼を考えて見ます。これはよつほど距離がつまつてまいります。それからまた考えやすくもなりません。それじやどの位の距離かと申しますと、防火的に裸の普通の木造家屋が二棟互に向いあつており、その風上側が燃えます時に、無風の時には、一階に燃え移ります場合、大體五米と考えられます。風が強くなつて、一〇米、二〇米、三〇米となつてきますと、その距離が夫々一〇米、一五米、二〇米というように増加します。又二階に延焼する場合にはこれが皆一・三倍になります。だいたい普通の木造と普通の木造とが向いあつておつて、一方から出火して次へ移る状況はこういうふうになるわけです。火事が次々燃えてゆきまし

て、大きく燃え擴がつてからのことはまた違つてまいります。以上述べたのは出火家屋から次の家への延焼距離なのです。

斯様に延焼は風速で異なりますから、それではどの位の風速を考えた方がいいのかということが、具體的に必ず必要になつて來ます。日本の主要な都市でも、過去における最大風速をかりに考えてみますと、毎秒二五米とか時に四〇米に迄及びます。それでゆきますと延焼に安全な距離というのは、二〇米とか二五米とか相當大きな距離が必要だということになつてまいります。それから出火した家から次の家の延焼の距離でありますけれども、それがだんだん燃え移つて次から次へ焼けて、大火事になつてまいりますと、この距離は更にぐんぐん延びてゆくわけです。出火後三十分ほど燃えた場合を一應考えますと、それから次へ燃え移るか燃え移らぬかという距離は、先程の出火家屋から隣りへの延焼距離の一倍半くらいになります。一時間ほど燃えておりますと、この距離は凡そ三倍くらいになります。即ち例えば風速が假りに十米ですと、出火家屋から隣家への延焼距離は十米

ですからこの火が一時間も燃えた後には三〇米離れて家が建つておらねば駄目ということになるわけです。それから後は大火事の様相になつて行くわけです。

大火事に於て何か廣い道路か空地があつて、その向い側の家に燃え移るか移らんかの境だという距離は、大體一〇〇米ではどうしても足りない。一二〇米ぐらいないと移ると思われまます。一二〇米というのは私が或る假定で推定したわけでありますが、先程火災科學研究会で藤田委員が報告された數字によりますと、三〇〇米でも火がつくことがあるという事です。そういうようなわけで大火事になりますと、とにかく何十米というようなものでは足りないのでありまして、一〇〇米を超えるような空地がないと次に移るといふこととであります。

風上への延焼

以上は風下への延焼でありまして、風上への延焼距離はもつと短いわけです。面白いことには風上への延焼も亦風速と共に速くなつてまいります。風下への延焼は風速と共にどんどん速くなつてゆくのは當然で

ありますが、風上への延焼も風速が速いと速くなるのです。之れはちよつと考えにくいことかも知れませんが、これは兩方の家の間に圖の様に渦をまいており、風上へ焰が流れてゆくそのために風上へ火がつきやすいわけです。例えばさつきと同じように風速が〇、一〇、二〇、三〇米というように大きくなるに従つて、一階への延焼距離は夫々五米、七米、九米一一米となり、又二階への延焼距離はこれ等の一・三倍となるわけですね。

どう云う延焼距離を考へるべきか

さて斯様に延焼の限界というのは、いろいろな條件で非常に違ふのですね、これは當然のことであるわけです。そこでこういう様に色々な距離が出て來ると皆さん方は、それでは俺達は火災保険の上から何米と考へたらいいのかというふうに迷わざるを得ないと思つたのです。この延焼の距離をどういうふうに考へたらいいかということは、建築、都市計畫、消防、保険等いろいろな火事に關係の夫々の方面によつて異なると思ふのです。即ち各自の立場でどうい

延焼を考えたらいいかということが違ふと思うのです。そのどの面をみましても、今日あまりうまくいっていないと思います。そうすると保険屋さんの方もうまくいっていないように甚だ失禮だと思ひますが、私の専門の方の建築の上からいつてもうまくいつておりません。大體どういふふうかということ、御参考までに保険とは直接關係のない建築あるいは消防の面から、簡単に申したいと思ひます。

建築で考えるべき延焼距離

無論これは鐵筋コンクリートの建つてゐる地區では無く、木造の立ちならんでゐる街の話であります。建築の方では先ず理想的に云つて、その理想というものは、鐵筋コンクリートを建てるというような理想ではなくて、もう少し低い理想である。家の外側をモルタル等で塗りましてお互に燃えない所謂防火木造で街をつくらうという考えをもつたといひます。そういう場合には、延焼距離というものは、今申しました中のどんな大風にもお互に火が移らないのだということにならないといひたいと思ひます。尤も第一の出火家屋

から次へ移らなければ延焼はありませんから大火になる心配はありません。故に出火家屋からの延焼が防げる様になつておれば良いのであつて、大火事になつてからのことは考へなくてもよろしい。さてこの出火家屋からの延焼防止を考えるのに一番大風の時でも火が移らないようにしなければなりません。そしてそれは消防力を全然考へないで、自然に延焼しない距離でなければなりません。それは二五米、三〇米というやうな大風になりますと、消防の水は散つてしまつて、少くとも消防の水では火が消えないのです。函館の昭和九年の大火事の時は一四米ほど風が吹いておつたのですが、全然水が散つてしまつて消えなかつたのです。またこういう時でなければ大火事にならないのです。そういうやうな時を考へますと、防火木造の程度は其の様な強風時に消防なしで耐えるものでなければなりません。ところが現實はなかなかそういうことにならないのでありまして、昨年の秋に出ました臨時防火建築規則というもののはまことに沙汰の限りであります。即ちこの規則は今申しましたレベルよりも非常に低いものなんです。

す。私共はなるべく早く、もつと良い法規にして下さいということ云つておるわけです。戦争中には防空建築規則というものがありませんが今の防火目標よりもよつほど程度がよかつたのです。即ち私共が理想とする防火木造にほぼ近かつたのです。現在では資材難、資金難で仲々良い家は出来ないということ、昨年のものは非常に程度が低く、問題にならないのです。

消防で考えるべき延焼距離

建築のことはそれくらいにして消防のことに移ります。消防では風速が一番問題なんです。風速については相當いろいろ考へておられて、例えば最近ではじまりました例の火災警報、よく冬になりますと出ますあの警報などは誠に結構なのであります、あれによつて一般市民が注意するのは無論であります、又あれによつて専門の消防士が警戒陣を布くわけです。處で先程もふれましたが風が強くなつて、猛烈な風の下では消防では火は消えないと考へられます。そこで私はどの風速まで一體火が消せるのかはつきりさせてもらい

度いのです。まだ一つ二つの例しかないが、兎に角函館では消えなかつたと云ひます。斯様に極めて稀な例しかないのです。消えないのか、泡をくつていたから消えないのか疑い出せばきりがありません。そこで消防の方に、「一體あなた方はどの程度まで火が消せるのか、はつきり知らせてくれ」という註文を出しているわけです。消防研究所に何度も實驗をやつて下さいということ、申しまして、又東京消防廳には經驗も物を云うと思ひますので、カードを廻して、經驗の調査をしてくれということを要望してゐるわけですが、兩方ともなかなかむつかしいらしいのです。此の點がはつきりしますと消防の方も肚がきまるでしょうし、私共が都市をつくつてゆく上にも、保険の方も、一つ肚の決め方が出来ると思ひます。のみならず、そういうのをやりますと、いま假りに風速二五米程度しか消せなかつたといひましたも、強い風ならばこういう方法で、例えば水圧を上げるとか、太いホースを使うとかいうやうなことで、消防の風に対する能力がふえてゆくと思ひます。

保険で考えるべき延焼距離

消防のことはそれくらいにいたしまして、今度は皆さん方に直接関係のあります保険の立場から考えるべき延焼距離に就いて述べましょう。つまり火災保険と云う業務の上からすれば、延焼距離はどう考えたらいいかという問題であります。矢張り木造ばかりが立ちならんでいる地区を對象としてお話ししてゆきたいと思ひます。料率算定會ではこの問題が最も大事な御仕事であつて、つまりこれを本業としておやりになつておる譯です。そして其の成果は急速に上りつつあることをお喜び申上げておるわけであります。また私の前に中村さんから現におやりになつていられるお仕事の内容のお話がありまして、いくらか重複するかしれません。私はその基本になるような方へ重點をおいてお話ししてゆきたいと思ひます。

火の子は別にしても、大火事では幅射で三〇〇米まで火がつくことがあるのです。だからといつて、三〇〇米なければ空地の割引をしないといふことになりますと、今度は距離が零というふうな非常に危い人も、一五米、二〇米或は五〇米も離れていて、誰が考えても相當に安全だといふような人等との差がないことになつて非常に不公平な料金を拂わなければならぬ場合があります。さりとつて又逆に非常に近ずけた場合でやれば業者の方が無論損をする。それで中間ということになります。どこが適當かということになります。それが以下申上げます理由で一つには出て来ないのです。

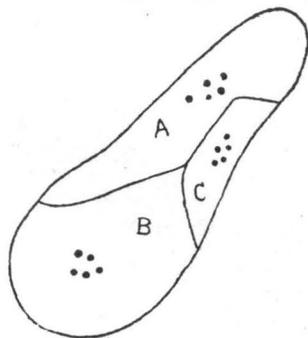
この問題はどうしても街の中の家が一年間に燃える確率を考えなければいけないと思ひます。確率というのは、御承知と思ひますが、サイコロを振りまして、あれは六つ目がありますから、一が出るのは六回に一遍んだというあの確率であります。プロバビリテイです。あの確率は一回や二回の試みでは必ずしも合わないのです。即ち違ふことが多いでしょうけれども、長年にわたつてやれば、それで非常によく合つてゆくも

のです。それで一應その確率で計算いたしました。次に毎年々々の出入を修正して本當の料率がきまる譯です。一應はそういう意味で一年間に燃える確率を計算しなければならぬと思ひます。

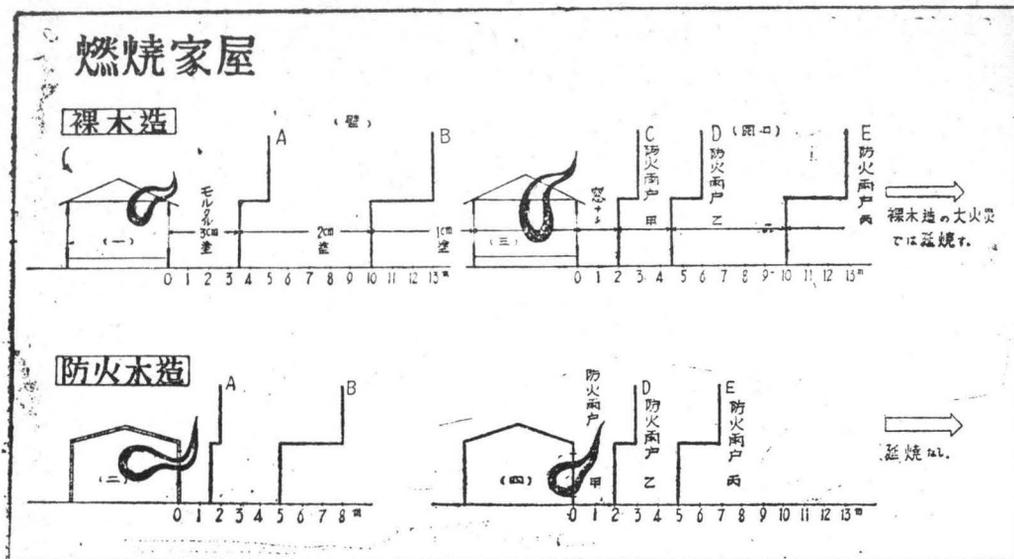
そこでこの確率の計算の仕方でありますが、先程お話があつてお判りかと思ひますが、もう一べん御説明いたします。大體現に行つておる方は菱田部長の名案なのです。これは考えなければならぬ要素が非常に多いので、つい頭の中でこんがらがつてむつかしい。處が菱田流でゆくと非常に簡單なんで、これに双手をあげて賛成したわけです。

例えば一つの都市がある。まず第

第一圖



一の作業は一年間に同数の火事が起る様な地区に分けるのです。第一圖は三つに分けた場合です。この各地區の中には過去の統計から、例えば五回の火事があるとしまます。即ち同じ回数の出火を見込み得る地區にわけるので。同時にこの中の都市の構造は比較的一様であり又地形的に考えても分けるには無理がないといふことを考慮して、分けるのです。この作業は幾分むつかしくなりますが、理窟だけから云えばわけ得るわけです。その次に風速をいくつかの段階に分けるのです。今は四段階に分けて作業をしておられるさうであります。そしてある風速の時に各地區の真中から出火があつたと想定するわけです。そうすると消防がなければ、一〇分、三〇分、一時間と段々燃え擴がつて行く範圍が圖上でわかります。この推定のもとをなしますものは家と家との距離がどれだけあれば燃え移るのに何分かかるといふ基礎的なデータがなければ計算が出来ませんが、それは別に出来てゐるわけです。つまり何分目に何處までということがわかる。また一方消防がありますと消防が何分目に馳けつけてきて、どれだけの消火力を



持つているか、時間的に消し得る範囲がきまらず。即ち燃える力と消防の力とを組み合わせ、現実燃える面積を勘定します。一つの地区から出た火事は大火事になりますと次の地区まで燃えてゆきます。そこでこの第二の地区で申しますと、この地区からの出火による焼失面積と他の地区からの火事で燃える面積とを合計して、それを各風速についてやるわけです。ごく簡単な例を表に書いておきましたが、これはわかりやすくするために風速が三段階に分けてあります。秒速一〇米迄、一〇乃至二〇米、

二〇米以上というように分けてあります。一回の出火におきまして、焼失面積は、どれだけ燃えるかということは、消防と燃える力とかみ合せて、先ず一〇米以下では一〇〇平米燃える。一〇—二〇米の風では四〇〇平米燃える。二〇米以上では風がすこいから一、〇〇〇平米燃えるという事に出たとします。次に各段階の風が吹いている時間は夫々一年間の中でどれ程の時間になつていのかを知らべます。一年間の中で大部分の時間が一〇米以下の風でしよう。一年間の時間を一にいたしますと、九割六分というものは一〇米以

A地区内家屋の年間焼失確率計算方法

風速 m/s	0-10	10-20	20以上	備考
A,B,C,D各地区に焼失床面積 cm ²	100	400	10,000	
風速頻度の比率	0.970	0.035	0.005	合計 1.000
上二欄の積	96	14	50	合計160m ²

一年間焼失面積 $160 \times 5 = 800 \text{ m}^2$
 一家屋の一年間焼失確率 $\frac{800}{2,000} = \frac{4}{1,000}$
 但し 20,000m²は A地区總床面積

下の風であり、三分三厘が中程度の風がふいていて、唯の五厘だけが大風の時間だとします。これは過去の気象の統計から各都市について出てくるわけです。これを掛け合せて九六、一四、五〇、合計しまして一六〇、この一六〇平米というのが結局この都市のA B C D各地区に一回ずつの火事が起る場合のA地区の燃える床面積になつてまいります。次にこの例だと一年間に過去の統計から各々五回ずつというのですから、一六〇に五をかけて八〇〇平米が一年間にA地区で燃えるということになります。この地区にあります建物の總面積が二〇萬平米であるといたしますと、二〇萬平米の中の八〇〇平米が燃えるというのであるから、割算して千分の四というものが、この地区の建物が一ケ年に燃える確率になつてくるわけです。そこで保険の料率はこれに一年間の出入と、各家の局所的條件とを考えて、若干の操作をいたしました、それから利潤を見まして、答えになるわけです。今こういう計算をしているわけでありまして、一歩々々目標に近ずきつつあるわけでありまして、この操作は非常に厄介であります、慣れて來

れば相當感も働きましようし、こつも判りましようから、相當早くなると思ひます。それで以上の様な操作をいたしますので、それで私が初めに申上げましたように、料率の方では一五米の風を目安にしようとか、一〇米の風を目安にしようとか云う様に天下り式にゆきにくい。風の頻度から割りだして、初めて合理的な數字が出ると思ふんです。尤もかくて答えが出ればその焼失確率を見て逆などの位の風に相當して居るか、逆に當てはめれば或一つの風速が出ますけれども、いきなりは出てこないわけです。即ち厄介な操作をしなければ出てこないわけです。保険もこのうふうに合理的になつてゆきますと、皆さん方も氣持がいいでしょうし、加入する方も安心して入れるので非常に結構だと思ひます。

防火木造及び鐵筋コンクリートの場合

それから以上は全く素裸の木造ばかりの地區を取り上げての御話なんです、最後に防火木造やら鐵筋コンクリート造家屋が木造の間に介在して居る場合、その延焼がどういふふうに違つてゆくかという問題を御

話致したいと思ひます。建物の構造にも色々ありますが、今御話を簡單にいたしますために、木造の外側を塗りまして、お互の延焼をなくした所謂防火木造を考えます。壁は多くはモルタルを塗りまして、雨戸は防火雨戸であります。鐵筋コンクリートにいたしましても、防火木造にいたしましても、その距離を適當に選べば、お互に燃えうつらなくともすむのであります。

防火木造延焼距離

まず防火木造の延焼距離をお話いたします。第二圖の(一)を御覽下さい。今裸の木造があつてこれが燃え出すとします。そしてその前面に防火木造があるとします。その時にどういう時に燃え移らないかということを考えて見ます。先ず相手方の防火木造の壁を、問題にいたしますと離れている距離に應じてモルタル塗りの厚さが薄くてもよい譯です。その距離とモルタル塗りの厚さとの關係が圖示してあります。A線から左では三種塗つてあればどういふ風の時に燃え移らないのです。AからBの間は二種、又Bから右は一種だけ塗ります。この一種は、距離がす

つと離れておつても、塗つておきます。飛火や火の粉がありますから、どこまでゆきましても、素肌の家はない様にしておく、そういう様に街並をつくれれば全然延焼がないわけです。

燃える家が防火木造の時は此圖の(二)に示してありますが、壁が塗つてありますから、火焰の出方が少い窓からは出ますが、壁は燃えないので一寸出にくい、そういう關係で、同じ向側の家が受ける程度が樂になります。即ちA・Bに相當する線が少しづつ左へずれます。

今度は向側の家の、即ち燃え移ります方の家の壁でなしに、窓の部分を考えます。第二圖の(三)は裸木造から出火の場合ですが、一階の部分は、たとえば二米、二階の部分は三米までという様な近い所はどうしても今日考察されておる簡單な防火雨戸では駄目なんです。ですから窓を造つてはいけないということです。小さい住宅やら店舗を問題にしておりますから、耐火建築などにつけます防火戸式の頭丈なものは一寸向かないのです。もつと簡單なものが欲しいのですが、これはこんな近い距離ではうまくゆかないので、窓を造

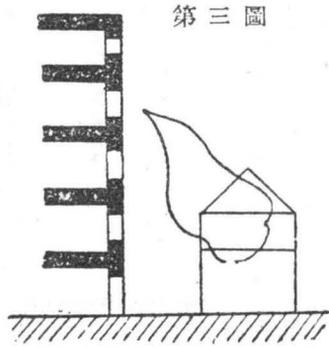
つてはいけないということになります。それからその雨戸にいろんな階級があります。戦争中には耐火木材で作つておつたのでありますが、これは乙でありましてDとEとの間に使われます。それ以上のものは戦争中には出来なかつたのですが、最近こちらの方の火災科學委員會で櫻井さんがおやりになつておるうちに、非常に優秀な防火塗料が出来ました。その塗料でゆきますと甲なる範圍即ちCとDとの間に使われます。これからアメリカからいろいろ輸入されてくるかと思いますが、又若干の見本が来ておりますが、その中で甲に相當するものがあります。即ち戦争中は乙までしか出来なかつたのですが戦後は甲なる條件のものが出来る様になつた譯です。次に丙というのは従來の耐火木材よりも少しあまいものでいいのです。即ち火の粉が来てもすぐには火がつかないということでもよろしい。例えば普通の防火塗料を塗つておけばよろしいということでもあります。

次に燃える家が防火木造の場合を考えます。その場合には、火の出方が少いので、C・D・Eなる線が左へよります。そしてCというのは全く

なくなりませう。

さて此の様な合理的な防火木造ばかりで家が出来ておつたといつても、出火した家から隣りの家には完全に火が移つてゆきませんから延焼はない。即ち火事は一軒でおさまるわけです。風がどんなに吹いておつても大丈夫です。處が裸木造の間に防火木造がある場合にはその裸木造が一軒なら今説明しました如く大丈夫ですが、何軒も何軒も並んでいて其の部分が相當大きな火事になりますと勢い火が大きくなるので、これだけではもたないという場合が起つてきます。即ち裸木造の街が大火事になる時は防火木造に延焼することがあるということになります。故に市街地を不燃化する過渡期にはやむを得ませんが、不燃化が出来上る姿は防火木造のみという姿でないといけないことがおわかりになるでしょう。

次に注意し度いのは皆さん方が街で防火木造を御覧になるでしょうがその防火木造は恐らく今私が説明しましたものと一致しておらない。例えば假りに非常に接近しておらない三層造の鉄筋コンクリート造の家の前、これが燃える。その前面に鉄筋コンクリート造の家がある。こうい



鐵筋コンクリート 造家屋延焼距離

が、一種ぐらゐしか塗つていないかもしれない。一應は法規によつて出来ているはずですが、その法規が甘いし、又それ以前に建つたものもありますから、おそろくは合理的に行つておらないのが現状であろうと思ひます。故に防火の程度をいくらか割引して考えねばならないわけ

次に鐵筋コンクリートの場合を第三圖でみてみますと、上述と同じような表わし方で、前面の木造家屋が燃える場合を考えます。裸木造も防火木造も一緒にして考えてしまいま

う場合に、出火してから次へ移らない爲に、風がどんなに吹いておつてもいいということならば、これは一五米ぐらゐなければ駄目です。窓がガラスの窓であるとした場合です。尙前向の木造家屋からの出火でなく木造地區の大火災の火では數十米遙か離れていても危険なことがあります。

燃える家が鐵筋コンクリートの場合、窓から焰を出している場合には五米まで近ずいておつてもよろしい。こういうようなことを標準にしてお考えになればいいと思ひます。

事務所、學校等の場合

それからもう一つ實際の問題に當はめてゆきます場合に、考へるべき事があります。それは事務所であるとか、學校の場合には、防火雨戸というものはちよつと考へられない。というのは、學校の場合には防火雨戸を假りにとり付けてあつても締められない。事務所でも恐らくそうだろうと思ひます。ですから火事があれば雨戸は役に立たないということが實情でありますので、そういうものは防火雨戸に頼るといふことが

いけないので、結局そういう場合には、ガラスで堪える距離まで離して建てるか、もし近ずけて建てるならば、全部モルタル塗壁として窓はとつてはいけない。窓のある家は駄目だということでもあります。鐵筋コンクリートでも同じことです。即ち窓から火が入りますから油斷出来ないということになります。

結び

少し後の方を急ぎまして失禮いたしました。が、だいたい以上のようなことでありまして、延焼というものをご皆さんのお仕事に結びつけます爲には、なかなか厄介であります。しかし料率算定會の非常な御努力によりまして、漸くはつきりした目安がついてまいりました。今日、明日というわけにはまいりませんが、必すや最近の機會に一つの案が出来ると思ひます。案が出来ましたならば、それは技術的な案が出来ますのでありますが、皆さんの廣い批判をもちまして、最後の決定となつてゆけば幸いだと思ひます。では私のお話は一應これで失禮させていただきます。



防火運動の躍進

東京消防廳豫防部指導課長

木下冠吾

終戦後舊來の殻を捨てて一エボツクを劃されたものの一つに火災豫防運動がある。

勿論この運動の中樞を行くものは消防機關ではあるが多數の協力機關のあることは忘却し得られない。就中損害保險界は協力の域より更に損保自體の活動が極めて顯著になつて來たことは疑う餘地がない。

最近保險料率が著しく引下げられ又最近に於て更に都市の料率が一割方も引下げられると聞いて居ることは單に消防機關が完備したとか、建物自體が不燃化したとかにのみ原因するものとは考えられない。損保自體の豫防運動への積極化に大きな原因のあることが信ぜられる。料率の引下げが直ちに多數の加入者を得ることは常識である。不燃性建物の都市特にアメリカが全戸數の八割近く

が火災保險の契約者であると聞くことは羨しい限りではあるが、防火思想、保險思想の徹底の程がどうかかわれる。從來アメリカの消防制度は全く他の機關からは分離獨立した獨自のものであるが、日本に於ては殘念ながら戦前戦時中を通じて消防の火災豫防運動と云うものは一見極めて派手な様に見えて實は逆に協力の勘ない惨めな状態に置かれて居つたものである。最近迄もそうではあつたがその頃の消防機構が總て警察の一部門として取扱われたと云うよりも警察に従屬して消防業務の一切が行われたものであつたが、特に火災豫防においては防火宣傳即ち積極的な火災豫防のみが消防に與えられた唯一のもので、法規に基く権力豫防は一切警察が擔當して居つたものであ

併し乍ら消防が警察と共に治安の面においてその存在價值が絶對のものであると云うことは何人も否定し得ない所であろうと思われるが從來の如き從屬的立場ではその獨立的活動は望み得なかつたのである。然るに戦争に敗けるまではこの跛行的な姿を強いて世界的消防と自負して居つたのであるから寔に情けない話であつたのである。終戦後GHQの消防行政官の來朝と共にその化の皮が一舉に剝がされて終つたことは恥しい話であるが日本消防のためには春が訪れたと云つても過言ではないと思ふ。先ず制度の上からは國家が一本に統轄していた警察の從屬的立場にあつた矛盾撞着、消防独自の法令の皆無、お話にならないほど貧弱な消防施設等々に次から次へと今まで世界的水準を誇つて居つた日本消防の實相が指摘され、就中爲政者も民衆も共に火災に對して一種の諦感を持つて居つた非科學性には驚ろかれましたようである。従つて消防従事者に對して常に冷淡であつたことに非常に同情を寄せられるとともに敗戦日本再建の上には非共消防制度の改革の要あることを日本政府に對して懇

懇せられたのである。先ず第一に消防が地方的であることからして昭和二十二年來消防組織法の制定となり全面的に自治體消防に改編、完全に警察から分離したのである。次いで同二十三年三月七日あらゆる消防活動の根源とも云うべき消防法の制定となつて消防史上に一エボツクが劃されたのである。本年一月十五日皇居前に行われた東京消防出初式に參列した各消防隊の偉容は科學化された消防機械器具に止まらず、消防制服に身を包み、「君が代」を奏し消防行進曲を奏する消防音楽隊を擁すると云う。嘗つて吾々が夢想し得なかつた迄に發展したことは誠に感無量である。斯様な譯で防火消防の宣傳業務も新しい思想教育に重點をおかれたことは云う迄もない。火災に對する諦感性を打破すること消防防火の國民的義務觀念（これがためにには小學兒童よりの基礎教育は特に重要項目としてとりあげられた）等の扶植には新聞雜誌ラジオの三大宣傳機關の協力の下に全力を注がれたのである。都内樞要なる個所には至るところ防火宣傳板が打ち樹てられ間斷なくポスター、ピラ等も利用され防火宣傳

【二〇頁下段に續く】



災害豫防部

事業報告

日本損害保險協會災害豫防部

(自昭和二十四年四月一日
至同十二月三十一日)

一、都市巡回防火講演會並に座談會

講演會

講師 東京工大教授工學博士 田邊平學氏

演題 「都市防火診斷と不燃都市の建設」

座談會

防火緊急對策及び防火委員會結成促進につ

つての懇談

實施都市は左の通り

都市名

月日

會場

- 1、姫路市 五月十九日 公會堂
- 2、尼ヶ崎市 五月二十日 難波校
- 3、岡山市 五月廿一日 山陽科學研究所
- 4、弘前市 九月六日 小學校
- 5、青森市 九月七日 市會議事堂
- 6、鹽釜市 九月九日 市會議事堂
- 7、下關市 十月十二日 商工會議所
- 8、小倉市 十月十三日 商工會議所
- 9、鹿兒島市 十月十八日
- 10、宮崎市 十月十九日
- 11、別府市 十月廿一日

12、鳥取市

十一月九日

13、松江市

十一月十一日

14、甲府市

十一月廿四日

商工會議所

セントラル座

公民館

市會議事堂

商工會議所

二、防火委員會結成促進

設立された防火委員會は左の通り

1、新潟市防火委員會

(設立總會 五月十二日 於商工會議所)

協會より災害豫防部長眞縣宇作氏及び都市

不燃化同盟理事飯沼一省氏出席)

2、高松市防火委員會

3、高知市防火委員會

4、横濱市防火協會

5、新發田市防火委員會

6、五泉町防火委員會

7、愛知縣消防連絡協會

8、三重縣防火委員會

9、岐阜縣防火對策委員會

10、名古屋市防火委員會

11、直江津町防犯防火委員會

三、防火並に保險普及展示會

左記の各展示會に参加した

名稱 期間 會場 主催者

1 「經濟九原則早わかり展」

自6月2日 東京日本橋 讀賣新聞社
至6月12日 高島屋

2 「同右展覽會」

自6月23日 大阪市 讀賣新聞社
至7月3日 南海高島屋

3 「同右展覽會」

自7月24日 名古屋 讀賣新聞社
至8月3日 丸榮

4 「金融展」

自11月26日 東京日本橋 讀賣新聞社
至12月4日 三越

5 「前進する産業と國民生活展」

自12月26日 東京日本橋 日本輿論
至1月8日 三越 調査研究所

右の他展示會資料として工場防火展(一組)及び防火と保險展(八組)を作製購入の上各地方委員會又は各消防署に貸與して展示會を開催した。

四、女子學校巡回防火映畫と講演會

巡回學校名

- 青山學院 大妻學院 共立女子大學 聖心女學院 聖路加女子專門學校 赤十字女子專門學校 都立女子專門學校 日本女子大學 昭和女子大學 日本女子專門學校 東京學藝大學 戸板女子專門學校 お茶の水女子大學

東京薬科大学

使用映畫

- 1、火の用心 (C.I.E提供)
- 2、火の化學 (C.I.E提供)
- 3、アメリカの女子大學 (C.I.E提供)
- 4、燃えない街 (損保協會)

東京消防廳豫防部指導課長

日本損害保險協會災害豫防部長

五、防火宣傳街頭放送

火災シーズン中、毎週二回 東京都内目拔繁華街に所在する損保各社出張所窓口より擴声器により通行人に放送。

又「火の用心と保險の用意」及び「保險の普及は文化の尺度」の二つの帳を使用。

六、防火放送文懸賞募集

七、ラジオ放送

N.H.Kと打合せの上スポットニュース、二十の扉、話の泉、社會の窓等に防火の問題を取入れて放送した。

八、小學校、中學校教科書に火災保險に關する事項を取り入れる爲その資料準備中

九、刊行物 (日本損害保險協會發行)

書名

著者

「不燃都市への捷路」

田邊平學著

「都市大火の危険率」

田邊平學著

「防火委員會設立趣意書」

日本損害保險協會

「能代大火調査報告書」

同

「防火検査便覽」

同

「職業危険ハンドブック」

同

「月刊豫防特報」

同

十、業態別工場倉庫防火検査

1、ゴム工業防火検査 (二十四年九月九ヶ所)

2、倉庫業防火検査 (二十五年二月十ヶ所)

十一、物件火災豫防検査

東洋バブコックK・K。

横濱埠頭K・K。

東芝鶴見工場。

大成火災諏訪寮。

大阪支部に於ても總計一三五件實施。

十二、業態別防火懇談會

1、ゴム工業防火懇談會 十月五日

2、倉庫業防火懇談會 三月

十三、防災講演會

演題 講師 月日

1 「風と地形について」

中 央 藤原滋水氏 九月二十日
氣象臺

2 「合成纖維並に合成樹脂工業の趨勢と火災危険について」

十四、映畫製作

防火トレーラー映畫

(企 畫) 日本損害保險協會災害豫防部
(製 作) 日本映畫社

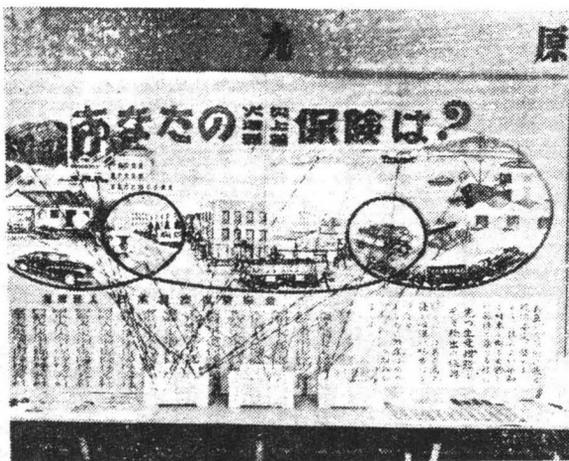
(經濟九原則早わかり展)

東京大學 櫻井高景氏 十一月廿九日
助教授

(映畫)「石の着物と木の着物」上映)

3 「アセチレンの爆發とその豫防について」

労働省産業 田口昇氏 一月三十一日
安全研究所





(シナリオ) 齋藤百萬圓に當つた若夫婦が火事で齋當選票を焼くが火災保険に入つていた爲に助かると言う筋書。

十五、防火移動展後援

主催 東京消防廳 日本保険新聞
後援 日本損害保険協會
實施 東京都内要地に移動展掲示
消防廳音楽隊演奏

十六、全國防火週間(自十月十七日 至二十三日) 中の行事

(1) 中央
國家消防廳と協力して左の通り防火週間行事

(金 融 展)

を行つた。

- A、防火ポスター二種二十萬枚作製、全國都道府縣消防課を通じて市町村に配布。
 - B、防火質問書百十萬枚作製、全國小學校中學校生徒に配布の上記入させた。
 - C、女子大學巡回防火映畫會開催。
 - D、防火宣傳街頭放送實施。
- (2) 各地方委員會毎に夫々次の様な行事を實施した。

- 地方委員會名 實施都市名 行 事
- 仙臺地方委員會 仙臺市 自動車巡回、防火座談會、印刷物刊行、新聞廣告、火の元検査、電氣火災危険探知。
- 札幌地方委員會 札幌市、小樽市、函館市 防火ポスター、防火標語貼布、防火展、學童防火作文展、街頭放送、消火器展。
- 横濱地方委員會 川崎市、藤澤市、横濱市 ポスター立看板揭示、映畫會、街頭宣傳假裝行進、消防演習。
- 金澤地方委員會 福井市 新聞廣告、立

富山市

看板、映畫館内放送。街頭宣傳。宣傳自動車。

○大阪地方委員會 大阪市

移動防火展。街頭防火放送自動車放送。

○神戸地方委員會 神戸市

立看板。自動車巡回。チラシ配布。新聞廣告、新聞

○高松地方委員會 高松市、松山市、徳島市

防火移動展。新聞宣傳。映畫會。宣傳看板。防火懸垂幕。

○福岡地方委員會 福岡市

ラジオ放送。消防演習。防火映畫會。サウンドイツマン。座談會。學童ポスター展。藝妓ニュースカー街頭宣傳。

○新潟地方委員會 新潟市、直江津市

防火委員會中心に開催す。防火行進。防火實驗。防火

懸賞募集。録

音放送。自動

車宣傳。立看

板ポスター。

チラシ。防火

研究會等。

スライド宣

傳。ポスター。

新聞廣告。

○静岡地方委員會 静岡市。

十七、東京消防廳、國家消防廳との防火懇談會開催。

十八、各地方委員會で實施した防火運動事業。

地方委員會名 行事 期 日

(イ) 神戸地方委員會

街頭火災豫防展 九月二十七日より 三日間

(於神戸市 主催日本保險新聞)

(ロ) 京都地方委員會

1 都新聞紙上防火 四月十一日附 宣傳廣告

2 京都新聞紙上防火 六月二十六日附 宣傳廣告

(ハ) 大阪支部大阪地方委員會

「火災と保險の週間」 三月二十六日より 五月十二日まで

1、映畫と講演會

街頭放送

懸垂幕

座談會 三月中

2、ラジオ放送

燃えない都市展

座談會(司會 大阪新聞)

消火器備付けの注意

工場や倉庫には四塩化炭素消火器や泡沫消火器が備え付けてある場合もあるが、既に壓力が抜けていたり、薬品が古くなつていたりして、いざと云う時に使えないものが多い。消火器の市販品には色々の種類があり、火災の種類によつてそれに使う消火器も適當なものでないと、思わぬ危険を招く恐れがあるから、左記の事項をよく考え合せて設備する必要がある。

また市販の消火器にはその性能のいかがわしいものもあるから、國家消防廳の檢定合格品や日本損害保險協會の推薦するものを備え付けることが必要である。

消火器の種類と用途

四塩化炭素消火器……………一般の火災にも使

えるが特にガソリンなど燃え易い油や電

氣の火災に適當である。

炭酸ガス消火器……………同右

泡沫消火器……………一般の火災にも使

えるが、特にガソリンなど燃え易い油の

火災に適當である。電氣の火災には不適

當

酸アルカリ消火器……………一般の火災用、油

や電氣には不適當

水槽ポンプ消火器……………同右

消火器の大きさ(容量)と個數

備え付けるべき消火器の大きさと個數については火災豫防條例や危險物取締條例に規定してあるから、それに従つて備え付けるべきであるが、容量の餘り小さいものは一寸火事が大きくなつた場合には役に立たなくなるから、少くとも左記のもの以上のものを備える必要がある。

四塩化炭素消火器……………一ガロン以上

炭酸ガス消火器……………一〇ポンド以上

泡沫消火器……………二・五ガロン以上

酸アルカリ消火器……………二・五ガロン以上

水槽ポンプ消火器……………四ガロン以上

備え付ける消火器の數は作業の種類や危險物の量によつても異なるが、大體を云えば右のような消火器を床面積一〇〇平方米につき一個の割合で備え付けるのがよい。

消火器の檢査と維持管理

消火器は一度備え付けて置けば永久に使えるものではなくて、月日が経つにつれて薬品の効力が無くなつたり壓力が減つたりするから、六ヶ月に一回位は檢査して不足している壓力を補充したり薬を取替へたりすることが必要である。その檢査は消防署に頼んでもやつてくれるが、日本損害保險協會でもやつてゐる。

「古い消防」



東京消防廳兼消防部指導課

小 鯖 英 一

私も親父のかた車に乗つて見せてもらつた。そうだが、其頃から物事をいつま

編集氏から、ニュース物を書く様に云われたが、筆者もよりニュースをとつてある程の頭もないから、古い新聞を展げて見るだけで御かんべんを願ひましょう。

大正九年から十一年と云うと、私などは小學校へ入學したばかりの、鼻たらし小僧の時代でした。

金十銭もつて行けば、お風呂へ入れて歸りには、もりそばの一杯もたぐりこんでまだ二、三銭残つた頃のお話ですから、現代とは凡そ縁の遠いお話になるでしょう。

お正月のことですから、お目出度いところから申し上げる事にいたしますしよ。

當時（大正九年）の出初式、これは上野の山で行われたのです。西郷さんはがんばつていましたが其の當時は浮浪兒や闇の女はいなかつた。したがつて「ノガミ」などと云う名前のなかつた上野の山なのです。

でもおぼえてゐるのが大ききいな性質で、今の私の頭の中には其の當時の模様なんか爪のあか程も残つていないのは残念です。親父や近所の年寄は「どうしてどうして大したもんだつたぜ」と申しておりましたが、どんな處がすごかつたのか當時の新聞を引つぱり出してのぞいて見ましよう。

まず書き出しは「出初式の新彩、自動車隊の分列式、十數萬の見物人が池を周つて大雑沓」と云う大きな活字が目につき、

新しい紺法被振ぢ鉢巻、一樣に装立ち纏を光頭に未だほの暗い裡から勇ましい木遣りで式場へと練り込んで来る。見物の市民は何時の間にか上野の山から池の端に大波を作つて、動きもとれぬ程に薙き合つて居る。第一から第六に至る各消防署の唧筒自動車二十一臺（間違はないで下さいヨ二十一臺

です）は藪の衆の背後に整列した（中略）定刻、喇叭を合圖に岡警視總監は緒方消防部長の先導で馬上豊かな男振りを見せながら（馬上びくびくと書いてある新聞もありますからこのところははつきりわかりません）自動車や組員の點檢型の如くあつた後、各自動車は一齊にスタートを始め、一列縦隊の隊形をもつて分列式を行う。爆々たるモーターの響き轟々たる車輛の軋り、砂煙に包まれた裡に其の朱に磨かれた車體が朝光に色映えて閃く壯觀は走馬燈のように展開した云々。

と現代の出初式とくらべますと、まことに面白い文がのつておりました「火事と喧嘩は江戸の華」大正九年から十一年の頃もやつぱり毎日火事は東京の名物でした。

これらの火事の中から當時の人々を騒がせた火事を二つ三つ拾つて見るのも面白いと一人よがりて拾つて見ると、當時の猛優、澤村訥子（今の訥子ではない先代）が出演中の淺草の吾妻座が九年の三月一日朝つばら、行火の火が原因ですつかり丸焼けになりまして其の損害が二十萬圓だつたそうだ。その訥子が十一月淺

草御園座で開演中いつもやつぱり全焼してしまつた。澤村訥子と云う男と火事は大變仲がよかつたらしい。

かとり線香腦まく灸の病院、松澤病院が焼けたのもこの年だし巢鴨の庚申塚にあつた白痴の學校（通稱馬鹿學校）瀧野川學園が全焼して六名の子供が焼死したのもこの年でした。十月に入つて世界日曜學校大會が東京で開催されることになり東京驛前へ十二萬圓で新築した會場が第一日の午後三時漏電の爲に、すつてんでんに燃えてしまつたのも一寸したニュースだつた。

そのあくる年の大正十年三月二十六日に新宿の大火があり、こいつは遊廓がすつかりなくなつてしまひ、おなじみさんをめんくらわせた。その年の四月六日に淺草田町から出た火事は延焼五時間、延長幅五十一丁一千三百戸焼失と云う派手な火事でした。

歌舞伎座が全焼したのもこの年で原因は漏電とされているが、其の損害が二百萬圓だつたと云うから當時の江戸ツ子もたまげた事でしょう。それから十一年の四月に上野の山で平和博覽會が盛大に開催されまし

たが、こいつが、ちよいちよい火事を
を出して消防さんを手こずらした。
なんと云つてもこの年の一番大きな
問題は四月十六日帝國ホテルの全焼
火災だつた。當時、英國の皇太子が
國賓として御來京中のことであり、
建物が建物だつたので大騒ぎだつた
らしい。更に問題となつたのは前希
國の領事さんとか云うお爺さんが逃
げおくれて露臺迄やつと飛び出して
來て助けを求めたのを、どうするこ
とも出來ずに見殺しにしてしまつた
事だつた。

當時の新聞は第一面にこの記事を
かかす消滅なにしていたかと、今
で云う讀者の欄まで開放して大騒ぎ
をやり出した。警視廳の方ではあみ
を張つてもお降りなかつたといひ、
梯子が一寸短かつたから助け
ることが出來なかつたとも云うし、
緒方消防部長さんは「帝國ホテルの
支配人はもつての外の野郎だ、俺が
二、三日前火事を出すなと注意して
來たばかりではないか」とやつつけ
れば、支配人の林と云う男は「緒方
と云う部長はなんと云う暴言を吐く
男だ」とくつてかかる。ホテルの會
長の大倉男は引責辭職する。内務省
では防火地區をつくる會議を開く、

本郷湯島のある人は「警視廳では注
意だけすればいいのかホテルの支配
人がやらなかつたらなぜやらせなかつたのだ」と兩方にくつてかかる。
いやはや、どえらい騒ぎになつて
しまつた。

「火事と喧嘩は江戸の恥」
あんまりえはつた話ではありませ
んネ。

この他に大小火災は澤山あつたが
火事の話はこのくらいにして、その
當時の消防を一寸のぞいて見ましょ
う。

先ず第一に消防施設を強化するこ
とに相當の努力を拂われたのはこの
時代のことだつた。大正九年の四月
には火災報知機を三十一基建設す
る。消火栓のない街が市内に六十三
ヶ所あると云うので大正十二年末迄
に全部の街に敷設しようとする緊急増設
計畫を樹てたのもこの年であり、更
に山の手方面に消防署を新設するの
だと二十萬圓の豫算をとつたのもこ
の年である。又三萬三千圓當時世界
一だと云われた唧筒を購入する。英
國、ドイツに防煙具、救助具は發註
する。尙當時三十四臺しかなかつた
消防唧筒車を五十臺にしると消防關
係者が力説する等々大發展の消防だ

つた。

で火災報知機の出來た當時の新聞
記事が又丸寫しにして見よう。

先ず岡警視廳監に火災報知機のボ
タンを押している寫眞があつて、そ
の下に成績良好な火災報知（機とい
う字はない）きのう開通式舉行と云
う書き出しで。

午後一時日本銀行前の廣場で盛ん
な開通式を行い社長 長松男の挨拶、
澁澤男、岡警視廳監 田尻市
長、緒方消防部長等の祝辭並に演
説あり、一時四十三分に岡警視廳
監が日本銀行角の道路に設けた十
六號非常報知機の鐘を押すと、警
視廳各消防署に「此附近火災あり」
の信號が現われる。斯くて一、二
分経つかと思つと第一消防署の消
防自動車日本橋方面から現われ
て數名の乗組員が勇ましく消防の
準備をする（中略）來賓や黒山の
如き觀衆は何れも拍手喝采した。

と書いてある。尙ついでだから申上
げるが此の報知機を最初に使用して
小火の程度にくひとめさせた、松屋
呉服店の店員、島田五郎さんは警視
廳に呼び出されて表彰された。

火災豫防のポスターを數十萬枚つ
くり市内全部にはり出したのは九年

の暮であり、更に十年の春先には讀
賣新聞や各新聞を通じて火災豫防宣
傳をつくり緒方消防部長が家庭の
改良は先ず火の用心からと強調し又
緒方部長が歐米の消防を視察して來
て大々的に防火宣傳をする。豫防査
察は實施する等々、當時の消防の人
たちが消防に火災豫防にあまり關心
をもつていなかつた人々を相手にど
んなに苦勞し、どんなに努力したか
がうかがえる様な氣がします。

もう一つ云わしてもらいたい。又
きいていただきたい事がある。大正
九年十月の五日（何んの記念日だ？
まあ聞いて下さい）此の日迄は事實
上消防の指揮は警察署長がやつてい
たのだそうです。でこの日午前十時
から警視廳で相談會が開催され、火
事の指揮は消防署長にやらせてはい
かがで御座いますと、山川消防課長
さんが發言されて、警視廳のえらい
人たちも、なるほどそれがいいと事
實上火事の指揮は消防署長と云う事
にきまつた日です。「ドカーン」こ
の音におどろいてペンを一應休ませ
ましよう。エ？ なんの音だ？ こ
れですかこれは大正十一年の五月
八日、大島町の瓦斯タンクの爆發し
た音ですよ。

百五十萬立方呎の大瓦斯タンクが 事でしょう。このおどろきがおちつ
 爆發して百尺以上も火焰が上り到的 かないうちに例の大正十二年九月一
 處生不動様が出来たのだから「べら 日世界第一の大火事を出したのです
 ぼうめえ、火事は江戸の華だ」とえ が このことはこの次のきかいに書
 ばつていた東京人もきもをつぶした かせていただきますしよう。(おわり)

日本損害保険協會
 災害豫防部刊行物

東京工業大學教授工學博士
 田邊平孝著

「不燃都市への捷路」

同 「都市大火の危険率」

日本損害保険協會

「能代大火調査報告」

ノースウエスタン火
 災保險相互會社原著
 日本損害保險協會譯

「防火検査便覽」

同 「職業危険ハンドブック」

東京大學助教授
 櫻井高景述

「最近合成樹脂及び合成纖維工業の趨勢と
 火災危険に就いて」

労働省産業安全研究所
 田口昇述

「アセチレンの災害とその豫防について」

日本損害保險協會

季刊「豫防時報」

同 月刊「豫防特報」

推薦消火器

損害保險料率算定會では左記の消火
 器を推薦している

水槽ポンプ消火器

初田製作所製
 容量四ガロンのもの

酸アルカリ消火器

初田製作所製
 容量二、五ガロンのもの

泡沫消火器

初田製作所及び日本商會製
 容量二、五ガロンのもの

四鹽化炭素消火器

ゴールデンエンゼル社製
 容量一ガロンのもの

炭酸ガス消火器

川崎産業株式會社製
 容量一〇ポンドのもの

右推薦消火器は何れも國家消防廳消
 防研究所の檢定に合格したもので同
 研究所の「檢定合格證書」の他に損
 害保險料率算定會の「認定證書」が
 貼付してある。

編集後記

昨年八月頃玉木前災害豫防委員長
 の主唱により災害豫防特別委員會で
 企畫された「豫防時報」も種々の事
 情で遅れて居たが漸く發刊の運びに
 至つた。始めは「クオオタリ」と
 云う豫定であつたが後「豫防時報」
 と改め季刊として一年に四回程度發
 行の豫定である。火災豫防運動も發
 足以來二ヶ年、漸く世人の認識を得
 かけた様であるが未だ未だ十分とは
 云えず、損保業界内部に於ても未だ
 完全には此の事業の理解を得て居る
 とは云えないので本誌の使命も重
 と云わねばならない。

本誌は單なる宣傳雜誌ではなく火
 災防止の爲の技術や統計資料其の他
 算定會の技術 損害調査兩部の資料
 等も掲載して内容を充實する様努め
 た積りである。(六戸)

豫防時報 創刊號

昭和二十五年三月二十五日印刷
 昭和二十五年四月一日發行

【非賣品】

東京都中央区日本橋
 通二ノ四

發行所 日本損害保險協會

東京都中央区銀座西
 三ノ一

印刷所 明光印刷株式會社

初田式消火器

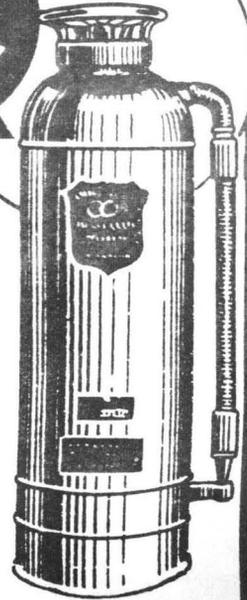


國家消防廳檢定合格
損害保險料率算定會認定

- 初田式泡沫消火器 (鐵、真鍮、銅)
- 初田式二重瓶消火器 (真鍮)
- 初田式水槽ポンプ (真鍮ニッケルメッキ)
- 初田式四鹽化炭素消火器 (真鍮)
- 同上 車輛用 (同上)

製造元 株式會社 初田製作所

本社 大阪市北區神明町七番地
電話 堀川 (35) 2656, 2200
東京營業所 東京都中央區江戸橋三ノ一
電話 日本橋 (24) 2023



火災報知機

FIRE ALARM

火事ハ

最初ノ一分間



東京都港區芝田村町五丁目三番地



東京報知機株式會社

電話 芝 (43) 八三一・八三七番

不燃都市の建設は プレコン建築で

〔工場生産による鋼筋コンクリート建築〕
日本の気候風土に最も適した近代的鋼筋コンクリート建築



特徴 { 耐震 } ... 建設省建築研究所による
耐火 } 実物試験済
保温・防音・防漏・二重壁に
なっているから
安価・大量生産であるから
施工迅速簡便・組立式であるから

組立耐火建築株式會社

本社 東京都中央区日本橋江戸橋 1-15 (藍澤ビル)
電話 日本橋 3285-3289
工場 川崎市大師河原 5029
電話 川崎 3263

NOHMI

能美の

自動火災報知装置

空気管式、煙管式、電気式、
自動火災報知装置

CO₂ 消火装置、設計製作施工保守、

能美防災工業株式會社

營業所 東京都千代田區九段四ノ一三 電話九段(33)836, 6985
關西出張所 京都市下京區烏丸通七條下ル 電話下(5) 6426
工場 東京都北多摩郡三鷹町牟禮五八八 電話武藏野 2558, 3415